

第98回 草津市障害児(者)自立支援協議会 定例会議 (令和6年度)

日時:令和7年3月21日(金)午前9:30~11:30

場所:草津市役所2階 特大会議室(ステージ側)室

開会

1. 活動報告

(1) 前回の研修会・前々回の定例会議の報告	資料1
(2) 相談支援部会	資料2
(3) 子ども支援部会	資料3
(4) 課題別懇談会の経過報告		
・重症心身障害児者の入浴支援	資料4
・強度行動障害支援	資料5
・日中一時支援事業及び移動支援事業実態把握アンケート	資料6
・「にも包括」の推進	資料7
・草津市グループホーム設置事業者懇談会	資料8
(5) 草津市障害児(者)自立支援協議会からの提案・提言	資料9

2. 湖南圏域の自立支援協議会の報告

(1) 進路部会	資料10
(2) 強度行動障害支援ネット	資料11
(3) 重症心身障害児(者)・医療的ケア児等支援推進チーム	資料12
(4) 就労選択支援プロジェクト	資料13

3. その他 R7年度に向けた動き

(1) 「草津市・守山市・栗東市・野洲市の地域生活支援拠点等整備事業について」	資料14
(2) 障害者差別解消法の改正と地域協議会について 資料15
(3) 草津市障害福祉課 拡大事業(令和7年度~) 資料16

4. 意見交換会

(今後の開催案内)

令和7年度 今後の草津市障害児(者)自立支援協議会の日程

① 令和7年5月14日(水)9:30~11:30(全体会議)	草津市役所2階	特大会議室
② 令和7年7月18日(金)9:30~11:30(定例会議)	草津市役所8階	大会議室
③ 令和7年9月19日(金)9:30~11:30(定例会議)	草津市役所8階	大会議室
④ 令和7年11月14日(金)9:30~11:30(定例会議)	草津市役所8階	大会議室
⑤ 令和8年1月29日(木)9:30~11:30(研修会)	草津市役所2階	特大会議室
⑥ 令和8年3月19日(木)9:30~11:30(定例会議)	草津市役所2階	特大会議室

令和6年11月14日 草津市障害児(者)自立支援協議会(第96回定例会議アンケート)

【定例会の構成】 前半:協議会の活動報告 後半:トピック(その都度話題の話などを取り上げる)

●参加者の所属について (重複回答有)

相談支援事業所(者)	6	福祉サービス事業所(者)	17
保健・医療関係機関	1	教育関係機関	3
就労関係機関	6	権利擁護関係機関	1
当事者団体	1	関係行政機関	2
その他(無記入)	2	無記入	6

1 前半の報告を受けて協議会の活動を理解できましたか？

理解度	1 よく理解できた	2	3	4	5 わからなかった	無記入
人数	6	19	16	4	0	0

前半の報告についての意見

- ・各部会の活動など理解はできるが、部会によっては、内容、課題などが見えない報告もあった。
- ・活動報告の中で「口答報告」のみについて、分かりにくかった。
できれば、紙1枚でもよいのでまとめていただき配布していただきかった。
- ・リハビリテーションセンターの業務内容を知る事ができて良かった。

2.【トピック:精神障害者のリカバリーを支援する】 まとめ *回答数45名/参加者69名

精神障害は意欲や集中力の低下、強い不安感等の症状に対して、内服等により眠気や体のだるさ等により生活に支障をきたすこともあります。また、このような症状が長期化することにより、今までできていたことが困難になるなどの「障害」を抱えるという側面があります。多くの方が精神疾患の治療と障害に向き合いながら、そこから自分らしく生活されている現状があります。

リカバリーとは、「精神障害のある人が、それぞれ、自分が求める生き方を主体的に追求し、自分の可能性を探り、見つけていく過程」を表しています。

今回のトピックでは、居場所サロンや地域の理解を深める風フェス、ピアサポート等の活動を通じて、リカバリーに必要な要素である「人や地域社会とのつながり」について一緒に考える機会としました。

本日の後半のトピックの内容についての意見 (テーマ:精神障害者のリカバリーを支援する)

○地域生活支援センター風

理解度	1 よく理解できた	2	3	4	5 わからなかった	無記入
人数	10	22	9	3	1	0

○草津市立障害者福祉センター

理解度	1 よく理解できた	2	3	4	5 わからなかった	無記入
人数	12	20	8	2	1	0

3. トピックスについての意見

○全体

- ・精神障害分野について、知らないことばかりだったので、今回少し知ることができ、学びになった。
- ・精神障害者の対応はすごく難しいので、もっといろいろな方の話を聞きたい。
- ・風さん・草津市立障害者福祉センターの取り組みは素晴らしいと思った。
貴重な情報を有難う。今後の事業に役立てたい。
- ・福祉的な社会資源につなげられる人以外、引きこもりなどで、どこにも行かず年月がたち、その人の親亡き後の老後などの問題が増えるのでは・・・？地域の役割は・・・？
- ・精神疾患の方が自宅から一歩外の出るという事自体が難しくハードルが高い。
- ・利用にもっていくまでのアプローチ画分かりにくく、本人や家族の困りごと、しんどさの受け止め、聞いてもらう等のまずは一歩が必要だと感じた。
- ・精神疾患の本人と向き合う家族がその病気を理解することはとても難しい。
家族が本人とどう接していけばいいのか？本人の行動に対してどう寛大な心で接すればいいのか？
分からない。
- ・早期相談、早期療育の必要性を改めて感じた。障害受容は成人期の親御さんでもまだまだ難しいが、本人や家族に寄り添うことが早い段階からできれば、安心して地域で生活がしてもらえらえると思うので、関わる機関すべてが家族支援をできるようなスキルを身につけたいとも思う。そのために児童発達支援事業の横の連携を密に今後図りたい。
- ・是非、当事者の声が聞きたいと思った。

○福祉センターの活動について

- ・リカバリーカレッジのコンテンツの中には、支援者が知っておけるとよいものもたくさんあったので、この機会に知る事ができて良かった。
- ・今日は、具体的な内容で、とても良く理解できた。リカバリーの説明。興味深く聞いた。
「攻撃されない、批判されない、評価されない」この3つのことを、障害のある子どもに何度となく言ってきた。親としての係り方次第で障害者の安心感、信頼感を損なってきたかと大反省している。まずは、親の私から、変わっていききたい。ありのままの子供を認めたいうえで関係を改善したい。
- ・福祉センター活動紹介の中で、事業に関心を持った。

○風の取り組みについて

- ・「風サロン」のような悩みや喜びを共感できる場所から、個別の相談へ移す時のハードルが高く、その理由は事業所の数の少なさが大きく影響しているのかなと思った。
- ・風に参加できるまでの過程が難しいだろうと言う話が出ていた。

○グループワーク

- ・グループワークでは、児童期・成人期の支援者の混合であったので、「児童期では、精神的な悩みのある保護者が保護者自身の相談ができる場所がない」、「成人期では、だんだんと利用者や家族たちも高齢化してきているが、若い世代で困っている人たちはどこにいるのか」という課題を共有することができた。
児童期の悩みに関しては、各保育園ごとに保護者会などを設置し、子育てに関する悩みを共有する場所があることを知った。しかし、そこで共有される悩みは”子ども”に関するものが主となるので、保護者固有の悩みは共有しづらいという問題があることも話に上った。
- ・支援対象者・児だけでなく、その周りの家族も「リカバリー」していけるような支援が地域で行えると、もっと良くなっていくのになあと感想を持った。
- ・意見交換、とっても良かった。知らない方とも知り合いになれ、可能な限り毎回入れていただきたい。

令和7年1月24日（第97回 研修会 草津市障害児(者)自立支援協議会）

【テーマ 障害のある人への合理的配慮ってどんなこと?】まとめ

*回答数49名/参加者75名

●アンケート回答者の所属について

相談支援事業所(者)	7	福祉サービス事業所(者)	26
保健・医療関係機関	2	教育関係機関	0
就労関係機関	2	権利擁護関係機関	1
当事者団体	1	関係行政機関	5
その他(無記入)	1	無記入	4



滋賀県障害福祉課・瀬戸野氏 『障害のある人に対する合理的配慮の提供を共に考えましょう』
(内容抜粋)

障害者権利条約 2006 年国連で採択され、日本も 2014 年に批准しました。
障害者差別解消法が 2013 年に成立し、その後 10 年経っても、障害のある人への合理的配慮の提供についての相談は依然としてなくなりません。そして事業者の合理的配慮は 2024 年から義務となり、合理的配慮に「努める」→合理的配慮を「しなければならない」へ。

●『合理的配慮』を提供するプロセスでは、「建設的対話」が大切です。そのプロセスが『障害者差別』を解消し、『共生社会の実現』に繋がります。

【『建設的対話』とは、障害のある人と対話を重ね、ともに解決策を検討する双方のやり取りのこと。】

●「合理的配慮」は障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重ではない場合において対応しなければなりません。

●しかし、障害の種類は様々で、障害によって特徴があり、その程度は人それぞれなので障害者と事業者の「建設的対話」が必要なのです。

めだか隊(6人のメンバーがサポート) 知的・発達障がい者 疑似体験 ワークショップ

- ① 感覚のにぶさ
- ② コミュニケーションの難しさ(ことばの可視化)
- ③ 見え方の違い(シングルフォーカス)
- ④ 聞こえ方の違い(聴覚過敏)
- ⑤ 二つのことを同時に行う難しさ(二重課題干渉)
- ⑥ 視覚情報処理の鈍さ 最後アンケート記入



●質問1 滋賀県障害者福祉課「皆さんは障害者への合理的配慮としてどんなことに注意していますか」はご理解いただけましたか？

理解度	1	2	3.まあまあ	4	5	無記入
人数	27	18	3	0	0	1

●質問2 疑似体験「障害者の困りごとを体験してみる」はいかがでしたか？

理解度	1	2	3.まあまあ	4	5	無記入
人数	38	9	1	0	0	1

●質問3 グループトークは有意義でしたか？

理解度	1 有意義だった	2	3.まあまあ	4	5 もっと話したい	無記入
人数	16	15	6	3	2	7

● 意見

【研修会全体について】

- ・有意義な研修でありありがとうございました。(就労関係事業所)
- ・もっと時間をかけて聞きたかったです。大変良い内容で、受講して良かった。(就労関係機関)
- ・障害にも当てはまらないグレーの方が生きやすい社会になればいいと思いました。(就労関係機関)
- ・楽しい、分かりやすい研修をありがとうございました(相談支援事業者)

【県障害福祉課講師のお話について】

- ・合理的配慮について、再度聞くことができ、改めて考える機会を持つことができ良かった。
- ・合理的配慮は支援員としてだけでなく、人としても当たり前だと思ったのですが、当たり前は難しいと思います。でもそんな当たり前をわかりやすく教えて頂き、また講師の先生の優しいキャラクターも相まって、わかりやすく楽しい研修でした。次回も先生の研修があれば出席したいと思いました。ありがとうございました。(福祉サービス事業所)
- ・県の講師は口調や雰囲気柔らかく楽しくお話ができました。(所属不明)
- ・合理的配慮で「意識できる」と「バリアー(環境)」の調整をしないといけないところがあるので、すぐにできないところは、周りの理解が必要。(相談支援事業所)
- ・講師の「追加資料」について説明があればもっとよかった(福祉サービス事業者)
- ・合理的配慮の具体的エピソードを聞きたかった。(相談支援事業所)

【模擬体験について】

- ・知的・発達障害の方が普段感じることを体験できてよかった。(福祉サービス事業所)
- ・大変良い研修でした。障害という事の考え方、障害のある人の生活のしづらさがよくわかりました。(相談支援事業所)
- ・今回の様に障害特性が理解できるような研修を増やしてほしい(福祉サービス事業者)
- ・職場でもやってみたい内容でした(相談支援事業所)
- ・模擬体験は楽しい企画でした(所属不明)
- ・疑似体験を通して、実感として“困り感”を体験できたのでよかった(相談支援事業所)

【グループトーク】

- ・他事業所の方よりエピソードを共有頂き、視点が広がりました。貴重な機会をありがとうございました。(福祉サービス事業者)
- ・グループトークは時間が足りなかった。(その他の事業所・保健・医療関係機関)
- ・グループトークの開始が分かりづらかった。休憩時間やスケジュールをホワイトボードに明記して欲しい。
- ・専門的な人がいるグループだともっといろんな話が聞けたかもしれない。もっと聞きたかった(所属不明)

【その他】

- ・ペクスの研修をして欲しい。 ※ペクス:絵カード交換式コミュニケーションシステム
- ・これから選択的就労支援が始まるが、具体例を入れて教えて欲しい。文書だけでは理解できない(当事者団体)

R6 年度 草津市自立支援協議会 部会・プロジェクト活動報告

部会・PJ名	相談支援部会 (会 場)草津市障害者福祉センター	報告者	熊越・事務局
部会長	熊越(ほっとココ)		
副部会長	中村(おひさまはうす)		
構成機関	風、歩歩、大地、わかたけ、ディフェンス、クロスロード、おひさまハウス、アザレア、はたらこっと、 ぱアソ、栄寛、レモネード草津、風彩、ほっとココ、ビバーク、ポピンズ、りんくる(新規) 草津市発達支援センター、草津市障害福祉課、基幹相談支援センター		
事務局	草津市基幹相談支援センター(中村・寺嶋)		
今年度のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ●地域課題の共有と検討、情報共有 ●ケース支援に関に対するプランやその効果の検討 		
回数・開催日時	年間 6 回開催 (開催時間はいつでも 13:30~15:30)		
【第4回】 R6年 10 月 23 日 (水) ○参加数:21名 ○参加機関数: 14事業所 (機関) ○欠席: 6事業所	【内 容】 ○前半は情報共有(13:30~14:30) ・発達支援センターから、湖南 4 市で認証ケアマネ事業を実施予定 ・地域生活支援拠点会整備事業経過報告:登録事業所の募集 ○後半は事例検討(14:30~15:30) ・事例を用いた効果的なサービス利用計画書及びモニタリング表作成の検討 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事例提供者:相談支援事業所「はたらこっと」石本氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援事業所A型通所者⇒事業所の都合でB型へ業種変更。それに伴う賃金や将来不安への対応 ・毎月モニタでのフォローの意味と効果 ・計画作成時の「解決すべき課題」「達成時期」「評価時期」の関連 </div> 【意見交換】 ・報酬改定や社会情勢に伴い障害者の就労環境の変化や、事業所の運営状況の変化により業態変更をする事業所が出てきており、通所者の不安が生じている。 ・唐突な変更は相談員が事業所訪問をするなど、素早く把握することで不安の軽減にもつながるので、相談員は様々なアンテナを張っている必要がある。		
【第5回】 R6年 12 月 20 日 (金) ○参加数:18名 ○参加機関数: 12事業所 (機関) ○欠席: 9事業所	【内 容】 ○前半は情報共有(13:30~14:30) ・事業所紹介 ダイゴオアシス(GH)開業の周知と利用者への案内の要請。 ・基幹から ①重心児者(医療的ケア)の方の入浴体制の検討懇談会からの提言案(協議)、②訪問入浴サービス事業の周知、③障害児の相談支援事業所の事務手続き軽減にかかる市の対応に関する意見集約、④日中支援事業・移動支援事業のアンケート実施、⑤相談員に対する精神障害者支援のアンケート実施の協力要請 ・事例を用いた効果的なサービス利用計画書及びモニタリング表作成の検討 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事例提供者:相談支援事業所「ビバーク」藤本氏</p> <p>行動障害のある児童を育てる両親が体調不良と仕事の両立でSOS.短期入所など利用し、支援を組み立てたいが、サービスがない状況で調整がむづかった事例。毎月モニタでフォロー。</p> </div>		

	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生の短期入所の受け入れ事業所がかなり不足している現状。県外の施設の利用となると、送迎の問題が生じる。なかなかサービスを安定的に組み立てるまでに苦労があった。家族と相談を重ね、折り合いを付けざるを得なかった。計画書等の記入について、明確で簡潔な形への検討を行った。
<p>【第6回】 R7年 2月12日(水)</p> <p>○参加数:21名 ○参加機関数: 15事業所 (機関) ○欠席: 6事業所</p>	<p>【内容】</p> <p>○前半は情報共有(13:30~14:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センターから、障害児相談支援事業所の申請事務にかかる軽減のための対応の検討経過を報告 ・基幹から、移動支援・日中一時支援事業に関するアンケート結果の報告 ・重心児者(医療的ケア)の入浴体制に対する提言(案) ・来年度の重心児の生活介護利用予測者の状況について(計画相談の対応) ・相談員に対する精神障害者支援の実態アンケートの提出依頼 <p>○後半は事例検討(14:30~15:30)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例を用いた効果的なサービス利用計画書及びモニタリング表運用の検討会 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事例提供者:相談支援事業所「おひさまはうす」中村氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の可能性がある保育園児の支援。保護者の我が子の障害受容を支援する丁寧なよりそいによるかかわりの実践。 <p>事例は児童発達支援の利用と計画相談のみ。インフォーマルな支援として保育園との連携を実施。</p> </div> <p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援事業所の市相談員の関わりについて事例を通して共有した。特に我が子の障害受容への過程で保護者を支え、時間をかけたかかわりが必要である。保育園や、幼稚園、学校などサービス事業所ではないがかかわりが重要なインフォーマルなサービスとの連携が相談員の動きの多くの時間を費やさなければならない現状が報告された。

令和6年度報告

◆子ども支援部会

部会・PJ名	子ども支援部会		報告者	倉田
参加機関	放課後等デイサービス(ゆにこ青地)、児童発達支援(発達支援センター湖の子園)、障害児相談支援事業所(おひさまはうす、Bivouac)、訪問看護ステーション(よつば訪問看護ステーション)、基幹相談支援センター、発達支援センター、障害福祉課			
事務局	発達支援センター、基幹相談支援センター			
活動報告				
R6年度のねらい	・障害児支援の関係会議(児童発達支援事業所連絡会、放課後等デイサービス連絡会、医療的ケア児等支援推進協議会、障害児相談支援事業所連絡会)の報告、課題の共有や協議			
回数	開催日時	概要		参加数
第1回	令和7年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ◆6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる調査 ・児童の通所や相談支援事業所を対象に調査を実施予定。 ◆障害児支援の関係会議や障害児支援の現状や課題の共有 ・報酬改定等による制度改正や日頃の通所支援に関わる課題があれば今後も学校等へ周知を行う。 ・強度行動障害の困難ケースについて研修等を実施する。 ・障害児相談支援所が今年度3事業所開所したが2事業所閉所しており、事業継続のための取組を協議する。報酬の対象となりにくい相談支援の評価やモニタリング期間の共通理解、相談支援が児童と者に分かれている課題等を検討。 ・医療的ケア児の早期支援のため、入院中の子どもや保護者につながる取り組みを子育て相談センターと検討。 ・医療的ケア児の障害児相談支援を担う事業所の確保。 ・不登校の障害のある子どもの日中の過ごしについて、日中一時支援の問い合わせもあり検討するが、加算を活用し放課後等デイサービスで受け入れを検討してほしい。 ・放課後等デイサービスの利用者やニーズが多様化し、人手不足や事務作業の増加等で個々に応じた支援も難しい。 		10人

◆関係会議

(1) 草津市放課後等デイサービス事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため交流会と研修会を実施

【参加機関】市内事業所

○情報交換交流会

日程	内容
第5回(2月18日)	・子ども支援部会の報告、日頃の運営について意見交換、次年度の交流会の持ち方

○研修検討会議

日程	内容
第3回(12月6日)	・今年度の研修会の振り返りと次年度の内容について協議

(2) 草津市児童発達支援事業所連絡会

【目的・内容】

市内事業所の横のつながりを深め、質の高いサービス提供を進めるため研修会等を実施

【参加機関】 市内事業所

日程	内容
第2回(12月16日)	・事業所見学(こどもサポート教室「きらり」草津駅前校) 「きらり」から療育や事業の概要を説明
第3回(2月14日)	・研修会「感覚統合の視点に立った子ども理解と支援について」 (びわこ学園医療福祉センター草津 深谷 沙希さん)

(3) 草津市医療的ケア児等支援推進協議会

【目的・内容】

医療的ケアの必要な子ども等への支援について、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を推進するため開催

【参加機関】(予定)

小児保健医療センター、訪問看護ステーション、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センターこあゆ、放課後等デイサービス事業所、基幹相談支援センター、草津養護学校、草津保健所、市関係課(子育て相談センター、幼児課、児童生徒支援課、障害福祉課、発達支援センター)

日程	内容
第1回 (12月13日)	・医療的ケア児等コーディネーターの令和5年度活動報告 ・医療的ケア児等支援ガイドブックの作成について

(4) 障害児相談支援事業所連絡会

【目的・内容】

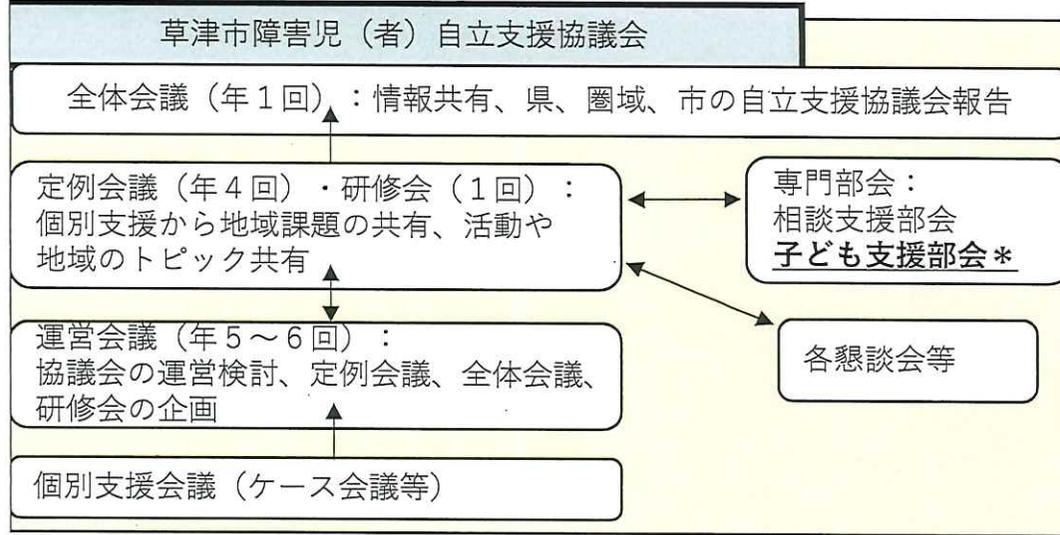
児童を主に担当する障害児相談支援事業所で相談支援の現状や課題を協議する。

【参加機関】

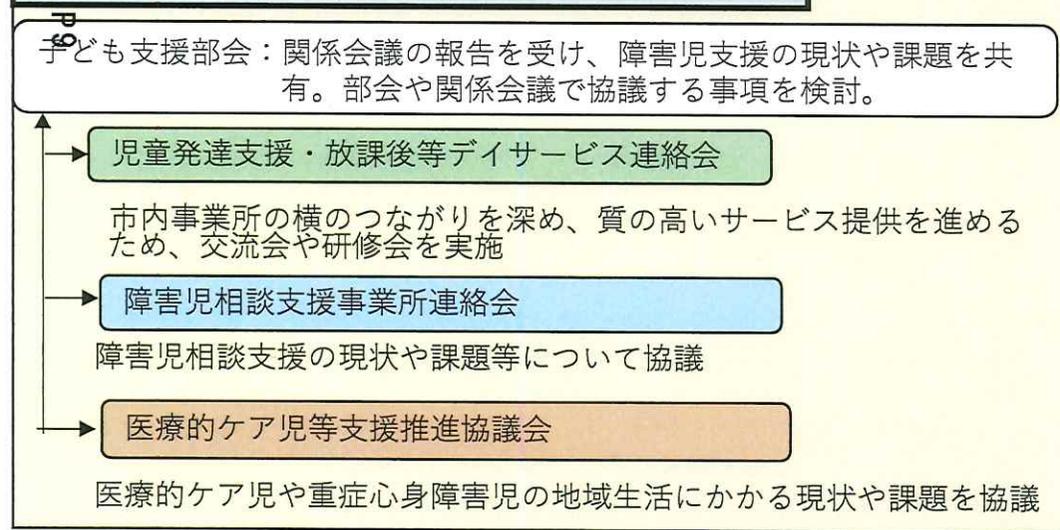
主に児童を担当する障害児相談支援事業所、基幹相談支援センター、発達支援センター

日程	内容
第2回 (12月24日)	・児童が対象となる障害者総合支援法、児童福祉法のサービスについて支給決定の基準等を障害福祉課、発達支援センターから説明 ・相談支援の現状や課題について協議

1. 協議会と子ども支援部会



* 子ども支援部会と関係会議



2. 関係会議の協議内容

児童発達支援・放課後等デイサービス連絡会

【利用者数】◆児童発達支援（R4）202人、（R5）237人（R6）269人（4月～1月国保連請求分）

◆放課後等デイサービス（R4）440人、（R5）475人（R6）485人（4月～1月国保連請求分）

【R6連絡会の内容】

◆児童発達支援

- ・草津市立児童発達支援センター湖の子園の見学及び事業説明。
- ・こどもサポート教室「きらり」草津駅前校における見学及び事業説明。
- ・研修会「感覚統合の視点に立った子ども理解と支援について」

◆放課後等デイサービス

（情報交換交流会）

- ・6年度報酬改定にかかる各事業所、市の対応について協議。
→発達支援センターから小中学校へ個別サポート加算Ⅲの制度を周知。
- ・新規開設の相談支援事業所の情報提供や放課後等デイサービス事業所説明会の実施前、実施後の協議。
- ・相談支援ファイルや（強度）行動障害のある利用者への対応について現状や研修会について協議。

（研修検討会議）

- ・研修会について実施前、実施後の協議。
- ・研修会 テーマ（日々の過ごし工夫、発語のない子どもへの対応、強度行動障害の支援計画）に応じてグループワークによる研修。長期休暇の過ごしについて意見交換。

【今後も必要な取り組みや課題】

- ・報酬改定等による制度改正や日頃の通所支援の中で必要に応じて小中学校へ制度の周知等を行う。

- ・（強度）行動障害等の困難ケースについてアセスメントや利用者への関わり等について好事例を事業所間で共有する等の取り組みを進める。

障害児相談支援事業所連絡会

【利用者数】

障害児相談支援（R4）349人、（R5）400人
（R6）459人（4月～1月国保連請求分）

- ・主な障害児相談支援事業所数7

【R6連絡会の内容】

◆障害児相談支援の現状や課題について協議

- ・就学前保育・教育施設や小中学校の連絡窓口の確認や障害児相談支援事業所の役割等についてさらなる周知が必要。

◆発達支援センターから小中学校へ障害児相談支援事業所の役割や連携協力について依頼。

- ・要対協ケースの家児相との連携。
- ・サービスや補助金申請の手続きの簡素化。

◆発達支援センターや障害福祉課から、児童福祉法、障害者総合支援法の各サービスの内容や支給決定について説明。

【今後も必要な取り組みや課題】

- ・ケース対応について障害児相談支援事業所や関係課で意見交換できるように連絡会を実施。
- ・R6に3事業所新規開設されたが、2事業所閉所し、ケース移行が必要であった。事業継続できるよう必要な取り組みを検討する。

医療的ケア児等支援推進協議会

- ・医療的ケア児39人（R6.9）

【R6協議会の内容】

◆医療的ケア児等コーディネーターの活動報告

- ・福祉有償運送を活用しながら通学支援を行っているケース等の報告
- ・医療的ケア児等コーディネーターが一般相談と障害児相談を兼務していることから業務内容や課題を協議。
- ・早期療育へのつなぎについて、保健師の役割や現状、課題を協議。
- ・支援ガイドブックの作成案を協議。
- ・医療的ケア児を受け入れる放課後等デイサービスが少ない。子どもの発達支援だけでなく、事業所での入浴等、保護者の子育ての負担軽減にかかるニーズもある。

【今後も必要な取り組みや課題】

- ・早期からの支援を効果的に行うため、入院中の医療的ケア児や保護者とつながる機会を子育て相談センターと協議し検討する。
- ・支援ガイドブックを保護者へ配布し、子育てや支援の情報提供を行う。
- ・医療的ケア児の障害児相談支援を担う事業所の確保するための取り組みを検討する。

令和7年3月10日

草津市障害児（者）自立支援協議会

重度心身障害児・者（医療的ケアを含む）入浴体制検討懇談会
入浴の機会が少ない方の支援に関する提言（抜粋）

I. 主旨

重症心身障害児・者の入浴には、家族やヘルパー等の支援と入浴椅子やリフト等の介護用品による環境調整が必要である。さらに、呼吸器管理、吸引、てんかん発作時の対処等の医療的ケアを必要とする場合は、看護師等の支援が必要となる。それらの条件が整わないため、本人や家族が望む頻度で入浴ができない状況がある。そこでアンケート調査をもとに、関係者等による懇談会を経て、草津市障害児（者）自立支援協議会として今後のより良い施策への提言としてまとめ草津市に報告する。

II. 経過

令和4年度に重度心身障害児・者の支援者懇談会を開催する中で、5つの課題が見えた。

その中で特に切実な意見があった「障害児・者の入浴機会の少なさ」の課題について、令和5年度も引き続き協議を深めることになった。

令和5年度は2回の懇談会を経て、アンケート調査を実施し、令和6年度は1回懇談会を開催した。

III. 現状と課題

1. 草津市の主な入浴支援サービスの状況

3. 既存の入浴支援の種類と課題

	サービス	課題
①	居宅での入浴支援 (身体介護・重度訪問介護)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望時間帯にヘルパーの確保が困難。 ・ヘルパーの2人確保が困難（提供できる事業者が少ない。複数事業所での協力支援は責任など課題がある） ・医療的処置の必要な場合、ヘルパー事業所と訪問看護ステーションの個々の調整が必要。 ・子どもの入浴は親の役割という暗黙の了解を親や相談員が感じているため、ヘルパー支援の利用に躊躇してしまう。
②	草津市障害者訪問入浴サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市の実施要綱で18歳以下の障害児は対象外。 ・回数の制限（草津市デイサービス事業を利用している場合は2週間に1回、利用していない場合は1週間に1回が限度） ・サービスを提供事業所は2事業所のみ。 ・家族の負担感がある。（自宅での準備、入浴時の同席、後始末）
③の1	草津市障害者デイサービス（入浴サービス）	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市の単独事業。利用登録を行い入浴の回数はおおむね週2回が限度。（浴槽は特殊浴槽でミスト浴） ・就学時間帯と重なるため放課後や長期休暇（夏季休暇など）に集中し、受け入れ枠が少なく、待機者がある。

③の2	草津市障害者福祉センターの入浴施設の利用（一般入浴）	<ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス利用者以外の特殊浴槽（ミスト浴）の利用はできない。 ・浴槽は一般浴槽で、浴槽につかるための入浴のリフトがあるが、介助者と同行しなければならない。
④-1	生活介護事業所での入浴支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護事業所での入浴を提供できる事業所は限定されている。（湖南圏域の中で8/36事業所） ・重心通所（生活介護）ピアーズは重心者の入浴施設がない。 ・職員の人員不足により体制が整わないため、回数制限がある。週1回の利用がほとんど。（生活介護かなえは週2回提供）
④-2	放課後等デイサービス事業及び日中一時支援事業の入浴支援	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴支援を実施している放課後等デイサービス事業所等はほぼない。 放課後等デイサービス事業所：ちょこらんど・青い鳥 日中一時支援事業所：空・ライフケア向日葵 ・ほとんどの施設に浴室がない。報酬単価も低く、入浴を支援する職員の確保も困難。医療的ケア児の対応は、看護師の確保が困難で対応不可。
⑤	（その他：医療） 訪問看護による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師による支援で、医療的ケアの中で必要時入浴支援が行われ、主に家族やヘルパーと一緒に支援する。

※参考資料6ページ 医療依存と介護度の程度と事業所の例

IV. 今後の方向性と対応策

1. ニーズと課題から見える今後の方向性

重心児・者（医療的ケアを必要とする人を含む）の入浴困難者の状況は、年齢や体格、医療的ケアの内容も多岐で、家庭の介護力も状況が異なるため、「このサービスがあればすべてが解決するといった万能のサービス」はない。よって「複数の支援サービスの選択及び組み合わせできるように整備」されていなければならない。現在、上記の5つの支援サービスが存在するが、各サービスの継続と改善が必要である。今後の取り組むべき対応の方向性は以下の5つと考える。

(1) 看護師の確保と支援の充実

医療的ケアの必要な方の入浴は、看護師による医療処置（呼吸器管理や吸引、気管切開部や胃ろうチューブの管理、褥瘡の処置など）が必要である。家族は自宅において看護師に代わって医療処置を行うこともあるが、入浴については安全確保や家族の不安の軽減のため、ヘルパーと共に複数の体制で行うことが多く、訪問看護ステーション等の看護師の確保が必要である。

また、訪問入浴サービス事業は利用者の状況に合わせて看護師を加えて支援チームを編成することもできるが、この事業の看護師が行う医療的行為は健康管理の範囲にとどめている事業所が多く、個別の医療処置への対応は限界がある。訪問入浴サービス事業に携わる看護師の行う医療的ケアが個々の状況に対応できるよう協力要請と、医療的ケアの制限緩和に向けた国への働きかけが必要である。

(2) 医療的ケア児・者に対する訪問看護師の自宅外での支援の拡大

○自宅では契約した訪問看護ステーションの看護師の協力を得て入浴をしている方が多いが、訪問看護ステーションの看護師が自宅以外で支援する場合は制度として制限があり、生活介護等の事業所を活用した入浴支援の提供においても看護師配置の体制を整える必要がある。訪問看護ステーションの

看護師が自宅以外の場所でケアができる制度の改善については国への働きかけが必要である。

(3) 送迎の確保

訪問入浴サービスを利用したいが自宅に浴槽を持ち込む場所がない等の場合には、協力が得られる通所先の福祉サービス事業所等に浴槽を持ちこんで入浴支援を受けることが草津市の要綱では可能である。しかしながら、送迎の手段は別途検討が必要である。

(4) 人材不足の現状打開と人材確保に向けた取り組み

入浴を提供している生活介護事業所等では、職員不足で体制が整わず、入浴支援を提供できない等の現状があることが施設側の報告で分かった。福祉職場全体の課題でもあるが、いま存在する制度が確実に稼働するための人材の確保に向けた対策が必要である。

(5) 生活介護事業所等の入浴設備の活用の推進

草津市内の事業所の中には、通所している利用者が帰宅した後の空き時間に入浴設備を利用者以外に開放できる事業所が存在する。しかし、草津市では制度化されていないため、利用者の送迎、費用の分担、責任の所在などのルール化を検討し新たなサービスが提供できることが望ましい。

2. 具体的対応策（既存の制度を活用した対策案）

(1) 訪問入浴サービス事業の年齢制限の拡大（18歳以下の障害児にも適応）と利用者拡大

現在の草津市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の利用対象年齢は、18歳以下の障害児には利用ができない状態であるため、「年齢制限を撤廃して欲しい。」という保護者の意見がある。利用可能な年齢を拡大するとともに、事業の周知不足や、使い勝手の悪さなどの検証をおこない、必要な人が利用しやすい体制を整え、利用者の拡大を目指す。

(2) 宅外での訪問入浴サービス事業の拡大

浴槽を広げるスペースがない等、住宅環境の都合により自宅以外の場所で訪問入浴サービス事業を希望する重心児・者（医療的ケアの必要な方）を地域の生活介護事業所等においてそこでの利用拡大を目指す。そのためには適切にマッチング（場所の提供が可能な事業所、訪問入浴サービス事業所、利用者、送迎）が必要である。（過去にはピアーズの横の「みなも」での利用の例がある）

(3) 居宅支援（ヘルパーによる支援）の充実

18歳以下の障害児の家庭での支援充実のため、身体介護・重度訪問介護等の障害福祉サービスを必要に応じた支給決定を行うことにより、ヘルパーによる支援の拡充につながる。

(4) 草津市障害者デイサービスの利用促進

草津市の単独事業で看護師の配置や送迎も行われているので、医療的ケアの必要な方の特殊浴槽による入浴支援にも適切に対応が可能である。一方、18歳以下の児童はデイサービスの開所時間が通学と利用時間や日程が重なるため利用可能時間が限定され待機者が発生している。デイサービス事業の人材不足による職員を補充し、職員体制を整え利用定員の拡大と事業の充実を図る。

(5) 既存の社会資源の活用に向けた情報共有と意見交換の場づくり

今回の懇談会の中で既存の設備の有効利用に向けて、利用協力をして頂いた事業所があった。引き続き自立支援協議会では制度充実に向けた検討と意見交換の場づくりを進める必要がある。

入浴アンケート結果概要（抜粋） （障害福祉課）

期間：令和6年1月30日（火）～令和6年2月16日（金）

方法：郵送

対象：草津市在住の重症心身障害児者68名

回答率：84%（68名中57名）

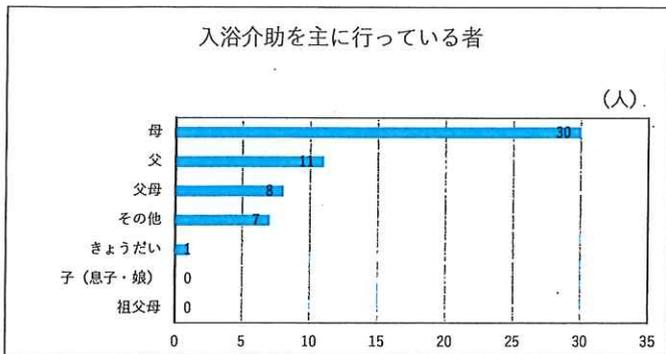
回答者の内訳：障害児24名（うち医療的ケアの必要な方14名）

障害者33名（うち医療的ケアの必要な方13名）

1

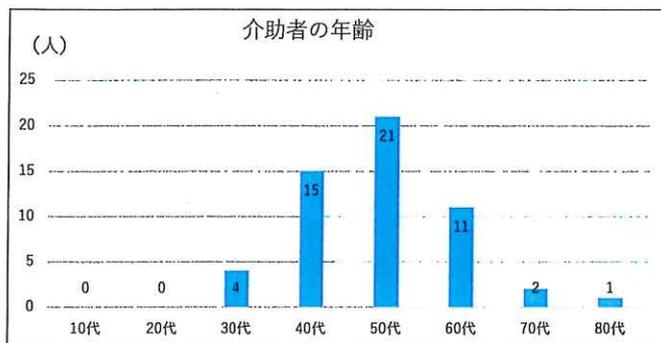
集計結果①入浴介助者の現状

n = 57人



主な入浴介助者は母（単独）が最も多く、全体の53%を占めている。次いで、父（単独）が19%、父母（両親とも）が14%となっている。

「その他」はヘルパー等のサービスを利用している方で、全体の12%に留まっている。

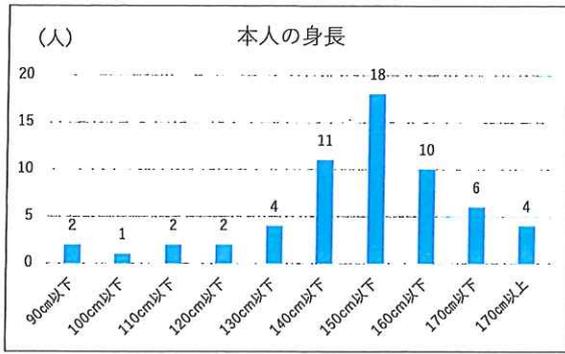


介助者の年齢は、50代が最も多く、全体の39%を占めている。次いで、40代が28%、60代が20%となっている。

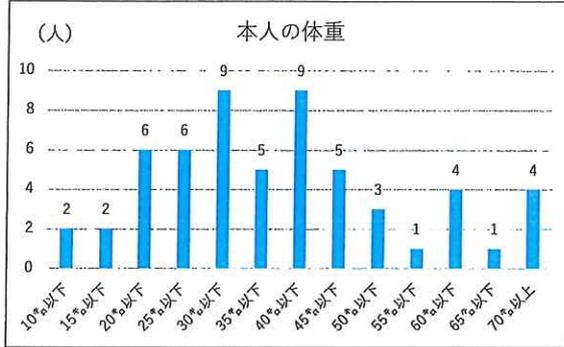
2

集計結果③入浴介助を受けている重症心身障害児者の現状

n = 57人



本人の身長は、130cm～150cmの方が過半数を占め、160cm以上の方が約17%となっている。



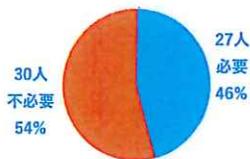
本人の体重は、「30kg以下」および「40kg以下」が最も多いが、一人で抱えても比較的負担の少ない20kg以下の方は18%（10名）に留まり、ほとんどの方は2人介助や福祉用具（リフト等）の対象者である。

3

集計結果④入浴介助を受けている重症心身障害児者の現状

医療的ケアの必要の有無（入浴中）

n = 57人

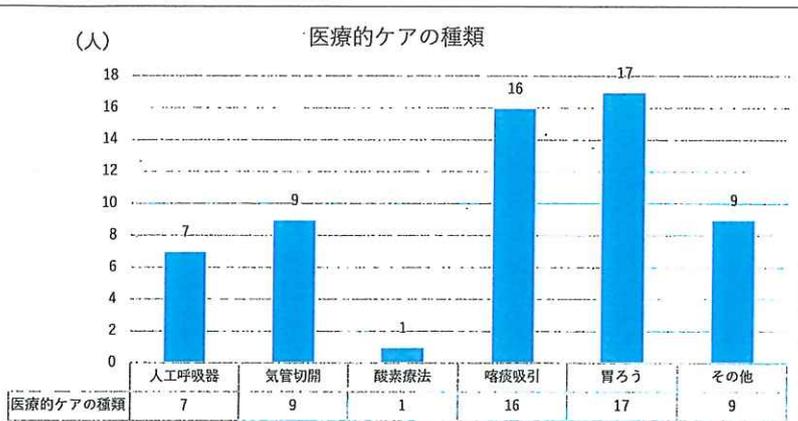


入浴中にも医療的ケアが必要な方は、児者あわせて27名で、全体の約半数（47%）となっている。医療的ケアの種類別では、喀痰吸引、胃ろう、気管切開、人工呼吸器、酸素療法に多くなっている。

喀痰吸引の回数では個人差が見られ、2～3回が3名、10回～20回が5名、30回以上の方が5名おられた（他に、必要時のみや、不定の方が1名ずつ）。

なお、「その他」は、導尿や浣腸等の処置であった。

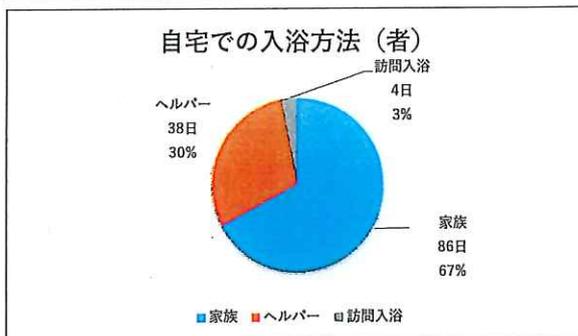
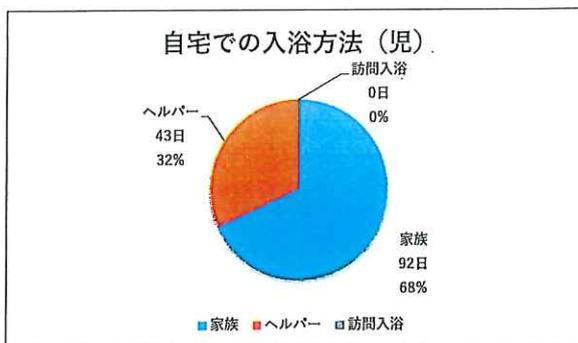
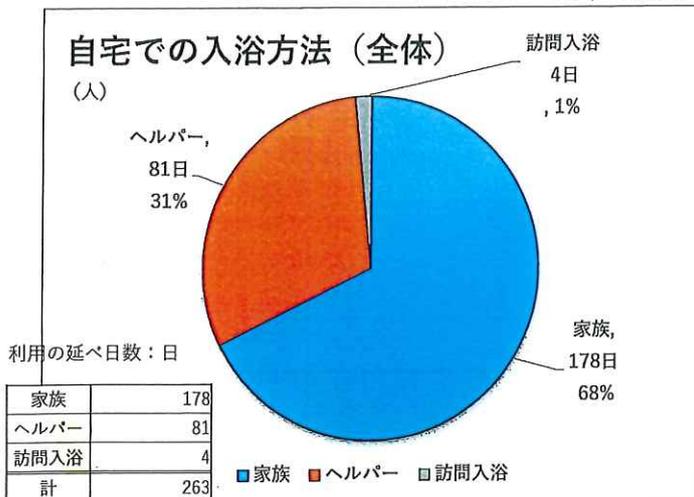
(人) 医療的ケアの種類



4

集計結果⑧自宅での入浴方法

n = 263 (延入浴回数)

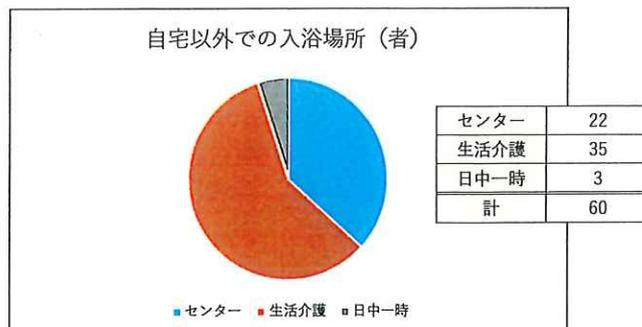
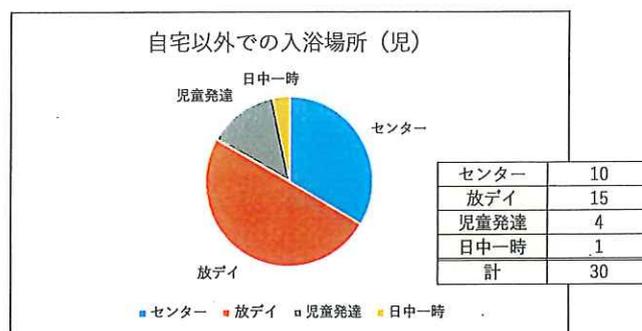
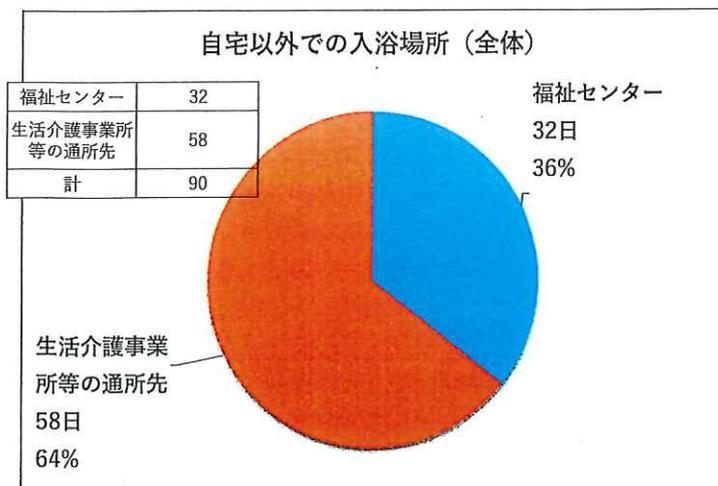


自宅での入浴方法は、障害児者ともに家族による入浴が約70%、ヘルパーによる入浴が約30%となっている。
訪問入浴は、現在、障害者（成人）のみを対象としたサービスであり、者の入浴方法のうち、3%に留まっている。

5

集計結果⑨自宅以外での入浴方法

n = 90 (延入浴回数)

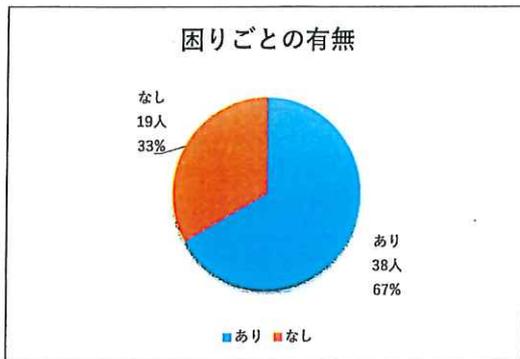


自宅以外での入浴場所は、障害児者ともに、草津市立障害者福祉センターでの入浴が約35%、生活介護事業所や放課後等デイサービス等の通所先での入浴が約65%となっている。

6

集計結果⑩入浴に関する困りごと

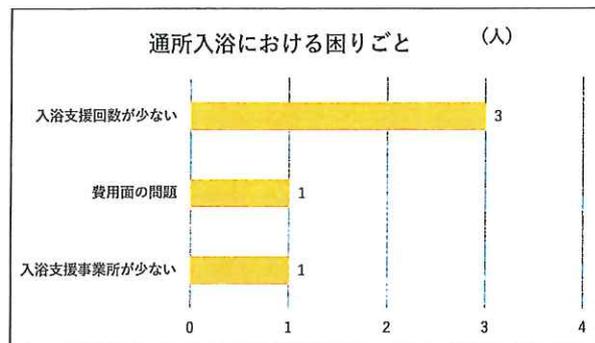
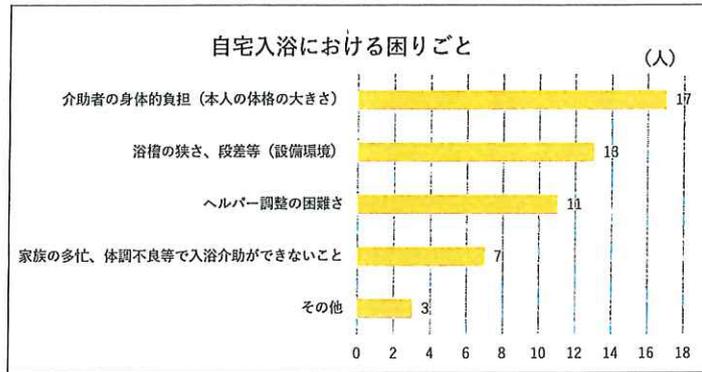
n = 57人



入浴に関する困りごとが「ある」と回答した方が全体の67%、「ない」と回答した方が33%であった。

自宅入浴では、介助者の身体的な負担、浴槽の狭さ等の設備面の問題、ヘルパー調整の困難さなどが多い。

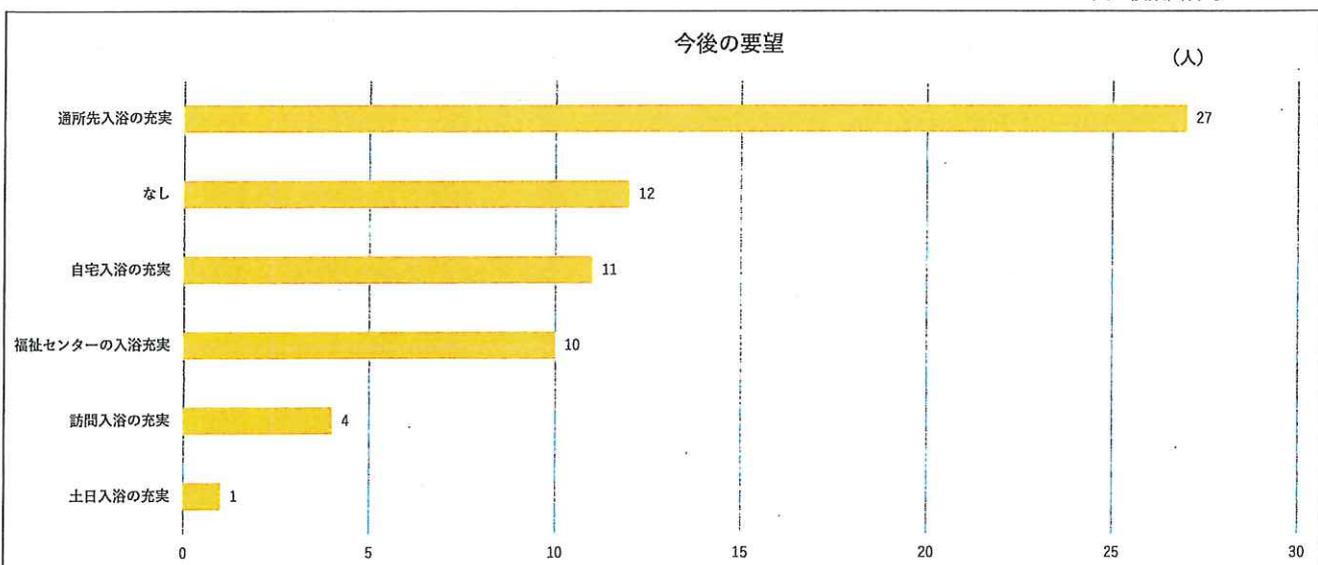
通所入浴では、入浴支援回数の少なさ（希望の時間帯、曜日に入浴できないこと）が主な困りごとである。



7

集計結果⑪要望

n = 57人 複数回答可



今後の要望については、訪問入浴を含めた自宅での入浴支援の充実を求める意見が約30%、生活介護事業所や草津市立障害者福祉センター等の通所先（自宅以外）での入浴支援の充実を求める意見が約70%であった。

8

令和 6 年度 行動障害支援者懇談会 概要報告(抜粋)



1回目 きらら北山田での支援の実践報告: 令和 6 年 12 月 5 日(木)13:30~15:00

2回目 支援現場での交流・支援教材の共有: 令和 6 年 12 月 5 日(木)13:30~15:00

・報告者 保坂祥子氏 新延達也氏

・きらら北山田(生活介護)の約 7 年にわたる「行動障害のある利用者」への支援の取り組みの実践報告

・対象の方は、知的障害重度(A1)、障害支援区分5、行動点数(10 点)

○養護学校を卒業後きららに入職の頃

所属するグループの作業室には入れない。職員に強い拒否がある。

誰もいない一人で別の棟で終日過ごすことが多かった。

特定の職員のみが昼食の配膳とトイレの声かけをするという毎日…

親さんも、何とかご飯を食べて過ごしてくれたらそれで…いい？



○しかし！！

本人が必要な支援を受けるためにみんながいるグループで過ごしてもらうことを目指そう！

ひとりの環境からみんなが活動するフロアへの移動。他の利用者と並んで作業を試みたが…

ひんぱんに他害や自傷、奇声や飛びだし…様々な試行錯誤 職員もへとへと…

○様々な試行錯誤から構造化へ。共通の支援の実践へ！

職員の研修会の参加や、県発達のコンサルテーションの活用(4 年も継続して支援を続け)職員が職場で研修を共有するという熱心な取り組み

○7 年間の試行錯誤の現在⇒ 様々な変化と新たな取り組みへ。共有スペースでの作業に取り組み、行事を楽しめるようになって来られて。

1. 本日のテーマ「構造化による過ごしやすい毎日を」は今後の業務の参考になりましたか。

(延べ参加者数 22 名)

項目	1. とても参考になった	2.	3. まあまあ	4.	5. あまり参考にならなかった	無回答
人数	22		0		0	0

2. 1 回目の懇談会で参加者が印象に残った、ワードや文章

1 番目に印象に残った事

- ・この方はどのような方なのかという視点を持ち、本人を正しく知る 可能性を信じる
- ・希望を発信すれば叶うという経験を積む→発信する意欲につながる
- ・もともと力は持っていた。環境が変われば変わる
- ・職員間の共通した支援。保護者、関係機関とのつながり

2 番目に印象に残ったこと

- ・システムをベースとして、人に依存しないこと

- ・その人の持っている力を信じる、本人のもともと持っている力を引き出す⇒ 知る事で構造化にいかす
- ・支援側の感覚がそろわないとむづかしい
- ・特定の支援者ではなく、支援ができるシステムを支えにする

3番目に印象に残った事

- ・本人にあった分かりやすいツール
- ・環境作り(場所・ツール)
- ・もともと力があってできたのに、誰もツールを渡していなかっただけ
- ・支援の統一。土壌をつくる
- ・強みを知ること
- ・通所先以外も考える
- ・「片づけて」より「どこに入れる?」と聞くこと
- ・本人からの学び
- ・家族に対して”これまでの過程を尊重する“
- ・成功体験

3. 2日目の懇談会で印象に残ったワードや文章

① 番目に印象に残った事

- ・支援の共有化
(資料を見て、機会ごとに支援の共有化に向けた意識づくりを継続してこられたことが良くわかった)
- ・利用者への伝え方(過剰な丁寧語の使用や、長い説明、複雑、同じことを何回も言う)
- ・言葉かけの統一
- ・他の利用者への職員の対応を肯定的な言葉にして間に入って対応する。
- ・手順書のブラッシュアップ
- ・介入の方法を変える
- ・安心して楽しく過ごす
- ・利用者の気持ちを楽にすると支援者も楽になる

② 番目に印象に残った事

- ・実態に合った支援手順書を作成し、活用する(2人)
- ・異性の職員の対応の仕方
- ・禁止や、改善ではなく、肯定的な表現
- ・職員間の感覚的レベルでの共有
- ・支援方法の統一が利用者のためになる

③ 番目に印象に残った事

- ・多くの方が支援できることが A さんの生活を豊かにしますという言葉
- ・人に依存しないシステムづくり
- ・空間スケジュールは一人一人【本人】にあったものをよく検討する。
- ・職員の共通理解、言葉、ワード、細かく指導する。
- ・視覚の情報、行動の制限をすることで本人に必要な情報を。

草津市障害者等日中一時支援事業アンケートまとめ（抜粋）

R7.2.3時点 *回答数：13件/送付数31件

1. 併設の事業所について（複数回答有）

日中一時支援事業は生活介護併設に併設 **13カ所**、放課後等デイに併設 **1か所**、単独事業所 **1か所**

2. 総登録者数

総登録者数5人以下の小規模が多い。30人前後の大規模の事業所は3つで二極化している。

3. 一日の平均利用者数

一日の平均利用者数が0人が3事業所あり、運営されていない可能性がある。また、20人前後の大人数の事業所もある。

4. 事業の従事者数（パート職員含む）

従事者が0人が2事業所あり、運営されていない現状がある。
20人前後の事業所でも少ない人数で廻している。

5. 運営上の困りごと

	報酬の低さ	職員不足	支援の内容	その他
困っている	9	8	4	6

報酬の低さと職員の確保困難が連動した課題になっている。その他は、体制が十分に対応できない中で利用者の相談や障害特性に対応した専門的な支援の提供が求められるジレンマが存在する。

・家族のレスパイトだけではない利用の必要性に応じて利用できるような利用の拡大への意見あり

6. 日中一時支援事業での内容

	見守り	散歩	創作活動	入浴	食事提供	その他
実施事業所	12	7	7	0	3	6



7. 意見

- ・支援内容についてスタッフ不足で計画通りにならない。
- ・送迎する運転手。添乗員も不足
- ・利用される方が少ない
- ・放デイと併設しているため、人の出入りや動きが多く、落ち着かないことがある。
- ・日中一時を「一時的な見守り」「家族のレスパイト」だけでなく、その方の存在から将来に向けての計画と位置付けるため、計画相談支援事業所がイニシアチブをもってかかわれる人材体制、報酬制度を望む。例えば訓練給付に位置付けるなど。
- ・報酬が少なく、第2の事業所として取り組みにくい。しかし、必要性は高いと考えている。
- ・いつも職員配置に苦慮している。非常に重要な事業である為、一般企業の賃上げ傾向もあり努力している職員にもしっかりと賃金を支払いたいと考える。そのために報酬について考慮してほしい。例えば家賃補助など何らかの対応を検討してほしい。



草津市移動支援事業アンケートまとめ（抜粋）

R7.2.3時点

*回答数15カ所/送付数27カ所

1. 移動支援を実施している事業の特徴

- ・移動支援の事業所は居宅支援事業所（ヘルプ）が13事業所回答。（その他報デイや相談：が2）

※27事業所のうち12は無回答

2. 総契約人数

- ・総契約者の数は事業所によってさまざま。契約数が0～4人以下が8事業所、20～50人が4カ所。

※利用者がいない事業所と、大きく展開しているところと2極化している。移動支援事業所を探すのが大変な背景には実際稼働していないところがある。

3. 移動支援での困りごと

項目	報酬の低さ	スタッフの確保	個別支援とグループ審の使い分け	その他
事業所数	13	6	2	8

4 「身体介護を伴う・伴わない」の課題 ある：9事業所

- ・身体介護を伴わない方の報酬額が低すぎて対応が困難
- ・「身体介護を伴わない」利用者が数人おられるが、精神的なサポートが大きく、どちらも同様にヘルパーの負担が大きい。
- ・「身体介護を「伴う」「伴わない」の区分をなくして欲しい。

5. 移動支援での困りごと

報酬・運営

- ・ガソリン代の高騰のため、ドライブの希望があっても事業所としては請求できない時間が増え持ち出しが多く出費がかさむ。さらに最低賃金が上がっているため、人件費を確保するのが難しい。
- ・事業の立て付け：車による移動が増えると除算が多くなる。
- ・長時間の支援や夜間の支援に対して報酬が欲しい。スタッフの人件費確保のため。
- ・車両の移動がすべて有償運送となり、利用者負担が大きい。
- ・余暇を楽しむ場所の少なさ：公共交通を利用して楽しめる行き先が少ない。
- ・車の台数の確保と人材の不足 ・土日の支援が集中するため、対応が難しい。
- ・容易なキャンセルが多く対応に苦慮。（配置職員の給与保証が困難）

制度の理解

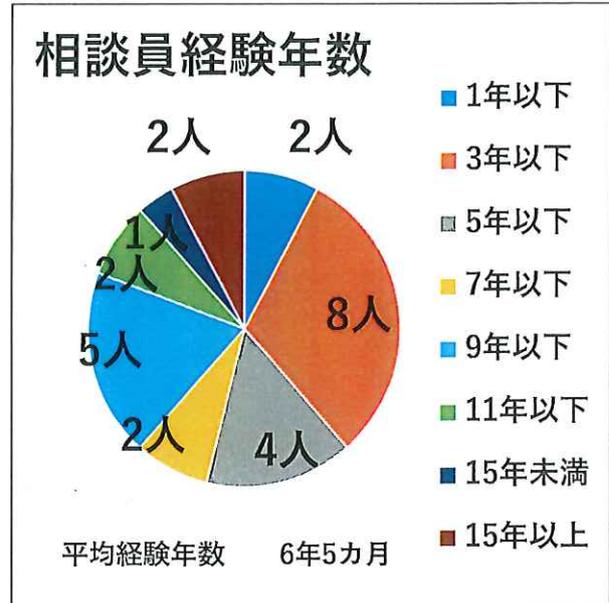
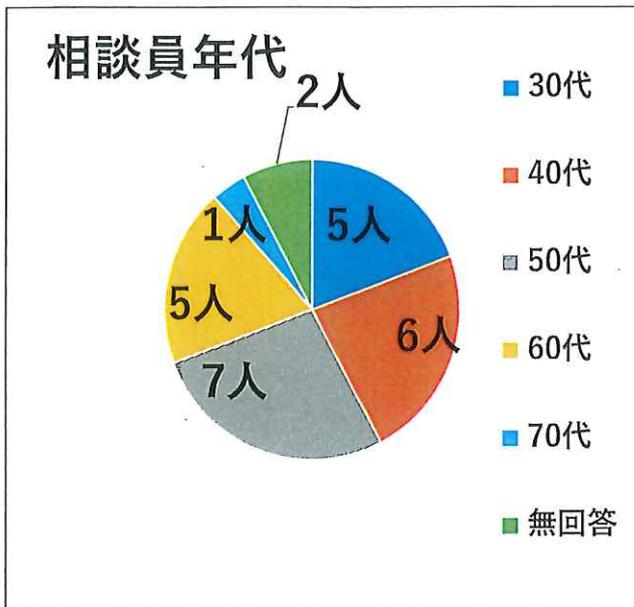
- ・利用者や相談員の中には、移動支援の利用について制度の主旨や理解がなく、拡大利用になっている。
- ・利用者様の中には、タクシー代わりのように利用される方もおられ、スタッフが同行されることを拒否される方もおられる。どのスタッフに対しても制度の趣旨を理解し、同行させていただいているが、利用の許可に対しても、本当に支援が必要な方なのか、見極めをしっかりとしてほしい、

制度の限界

- ・移動支援の利用内容の柔軟化（お風呂等）
- ・家から家の基本をどちらか、一方、「可能」になると、利用者も利用しやすくなる。【確認】



精神障害者支援アンケート 回収率 全体 26/40 65%
 障害者対象 23/29 79.3%



1

相談件数の総数 1,057件

○相談員一人当たり 40.65件

○精神障害等対象者 546件

精神障害者保健福祉手帳保持把握 338人 手帳保持の把握が出来ていない 105人

全相談件数の内精神障害者等の占める割合 51.7%

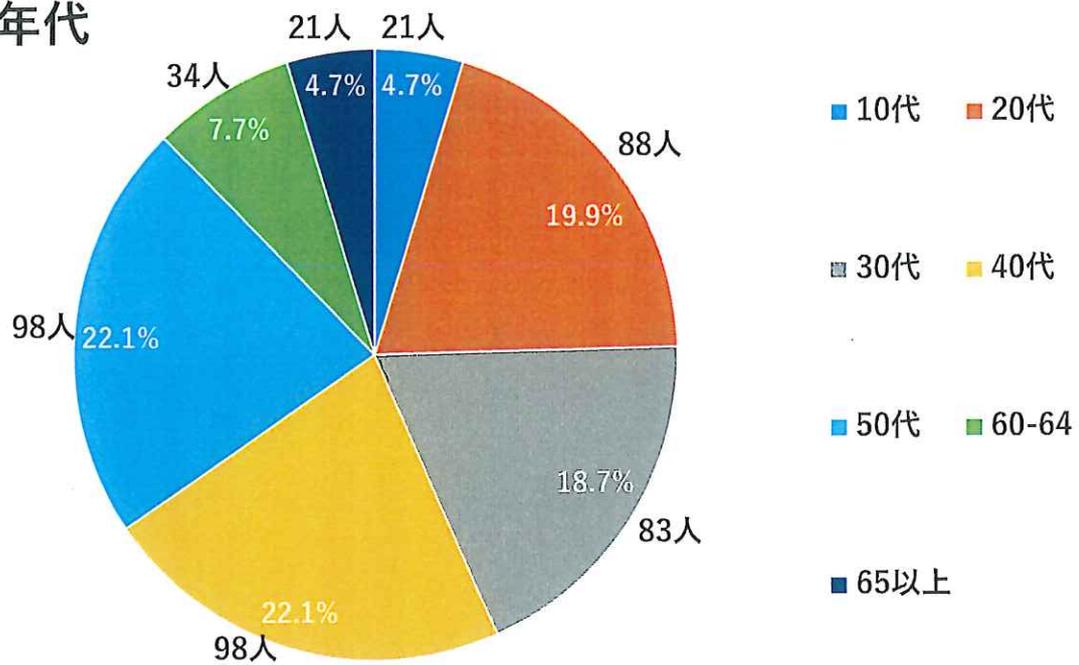
○精神障害者保健福祉手帳なく診断名あり 103件

以下精神手帳

精神障手帳保持者の内、他の手帳保持の状況	○精神手帳 + 身障手帳	16件	4.73%
	○精神手帳 + 療育手帳	30件	8.88%
精神手帳ない者の内、他の手帳保持の状況	○診断名あり + 身障手帳	7件	6.8%
	○診断名あり + 療育手帳	65件	63.1%

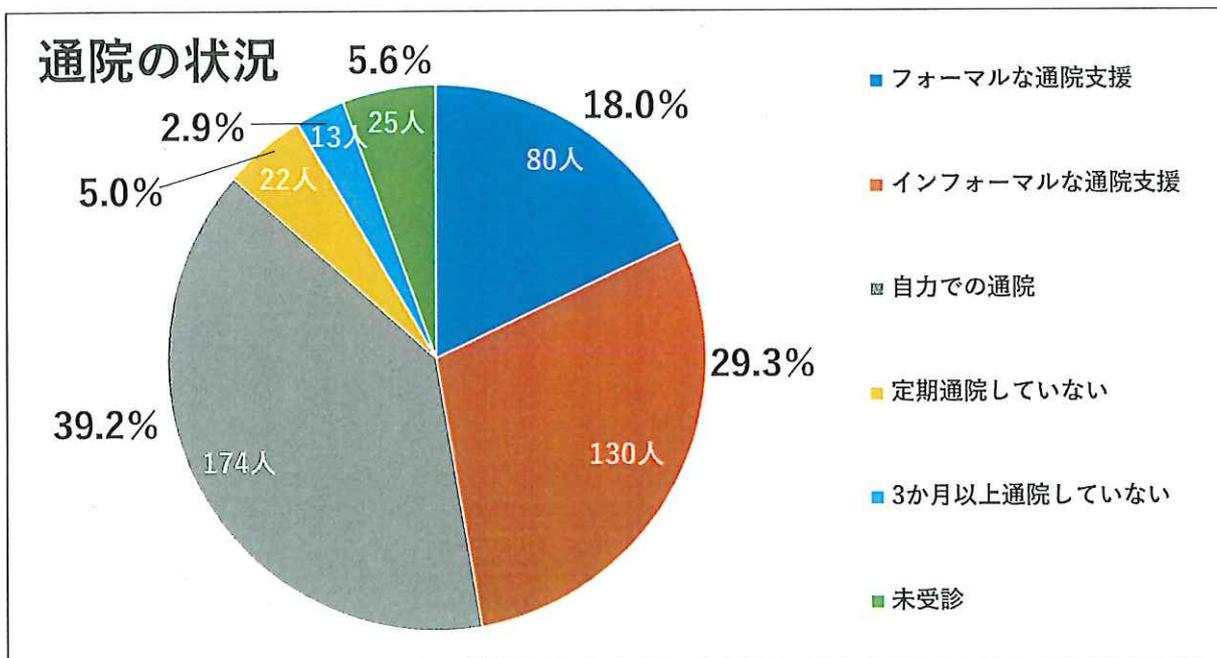
2

利用者年代

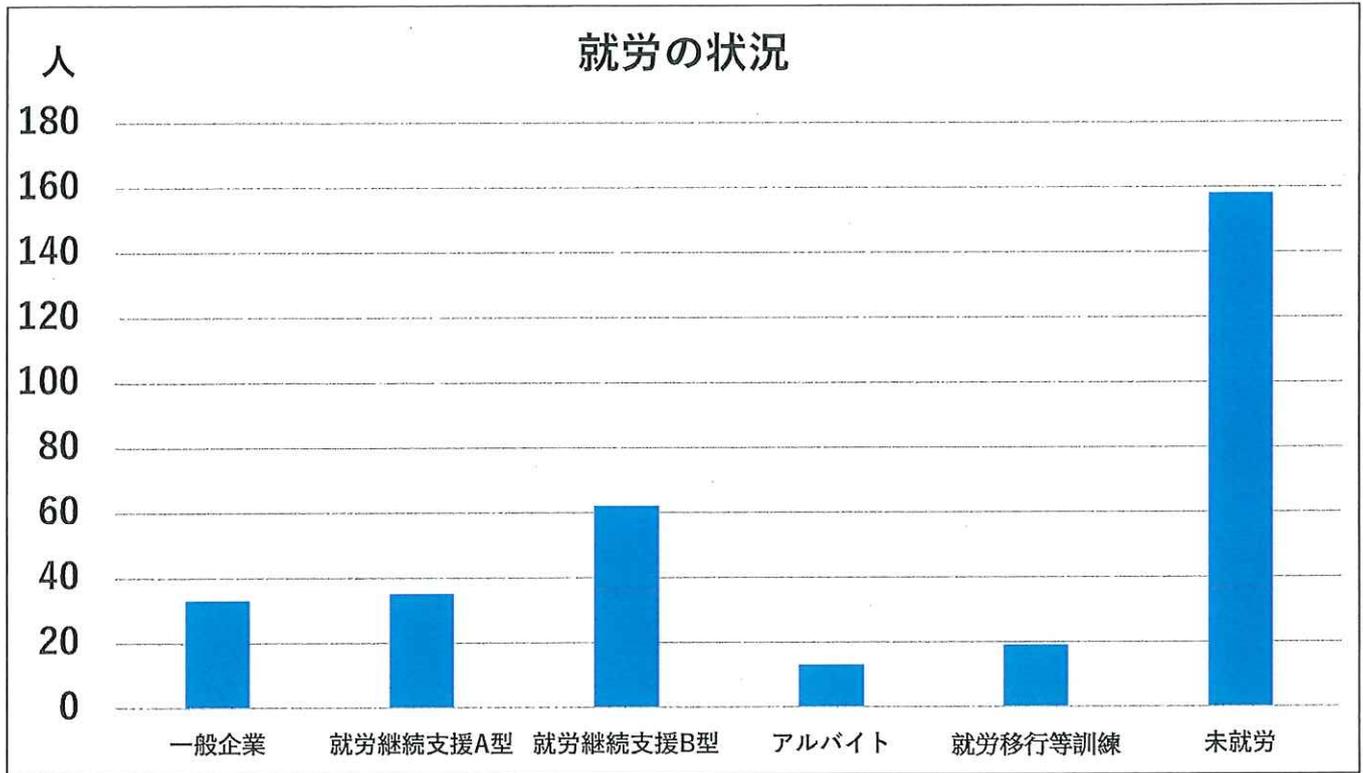


3

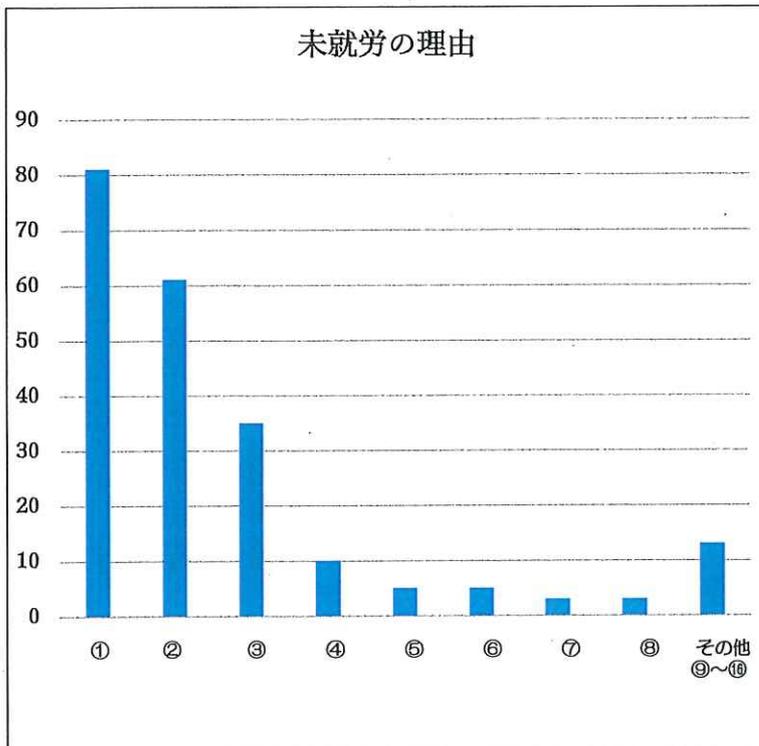
定期的な通院をされている 72.0%



4



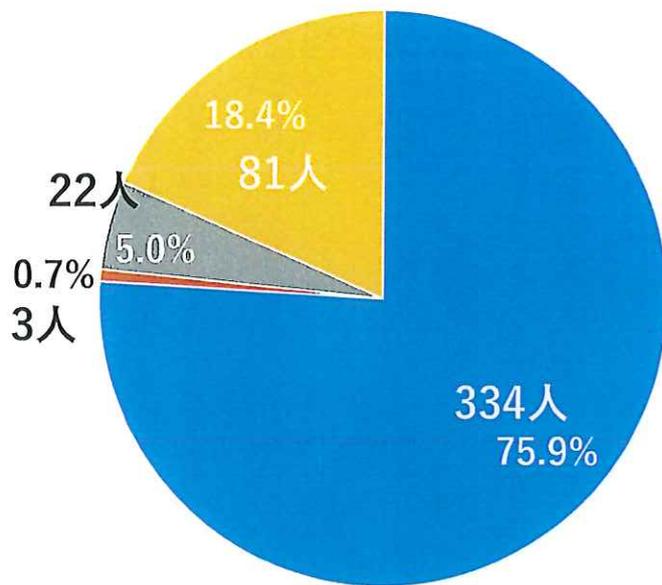
5



①体調（精神状態含む）が安定しない	81
②就労の意欲がない（不安含む）	61
③対人緊張が強い	35
④生活介護事業所を利用	10
⑤事業所に定着が難しい（マッチング等含む）	5
⑥高齢であるため	5
⑦希望する就労先・訓練先が無い	3
⑧専業主婦	3
⑨入院中	2
⑩家庭があり、就労の必要がない	2
⑪受け入れてくれる事業所がない	2
⑫働ける能力がない	2
⑬引きこもり状態	2
⑭医師より働く状態にないと診断がある	1
⑮家族の反対	1
⑯日中一時支援を利用	1

6

サービス利用状況



■ 障害福祉サービスのみ

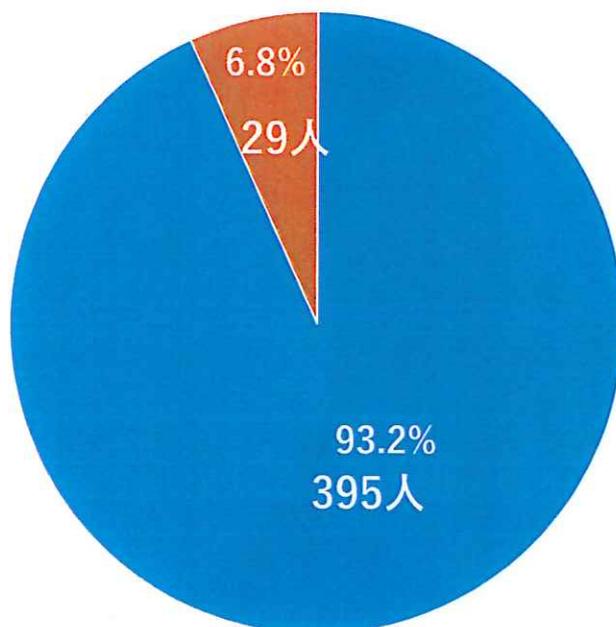
■ 介護保険併用

■ インフォーマル利用

■ サービス利用なし

7

外出機会



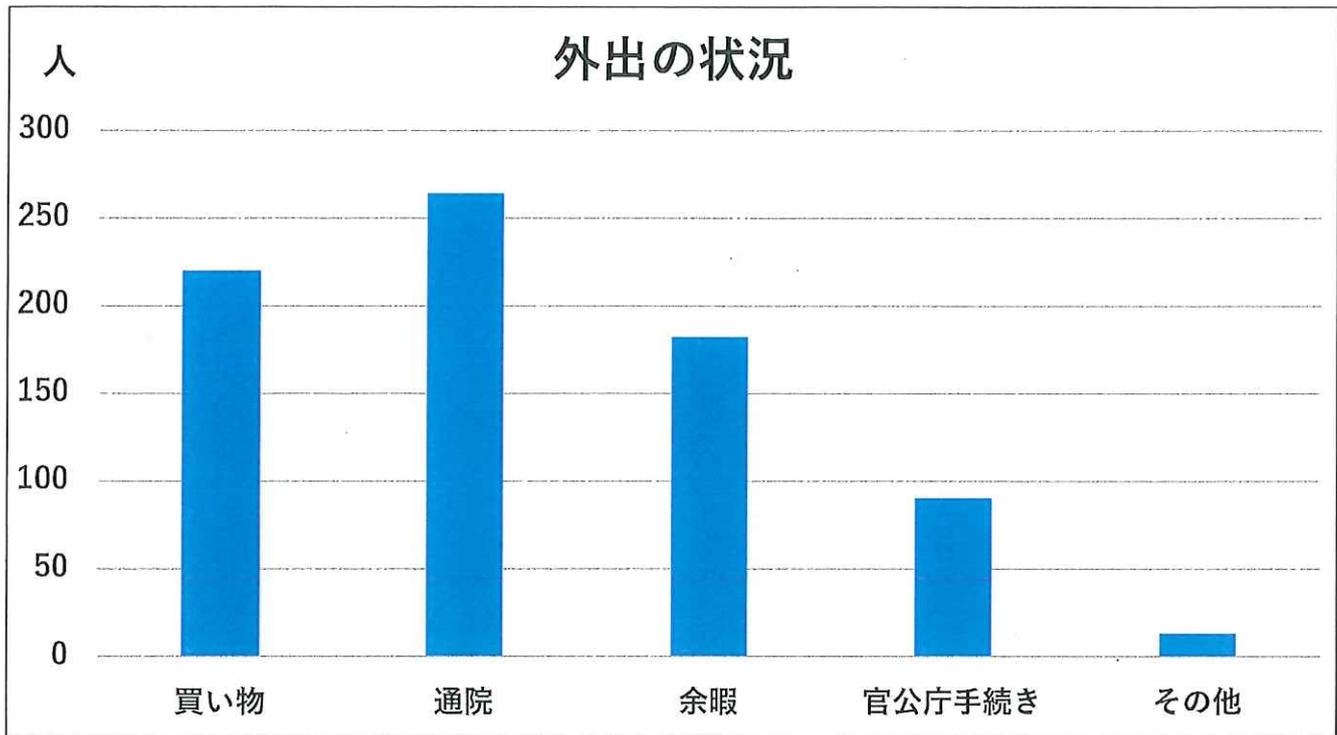
移動支援等利用率

26.1%

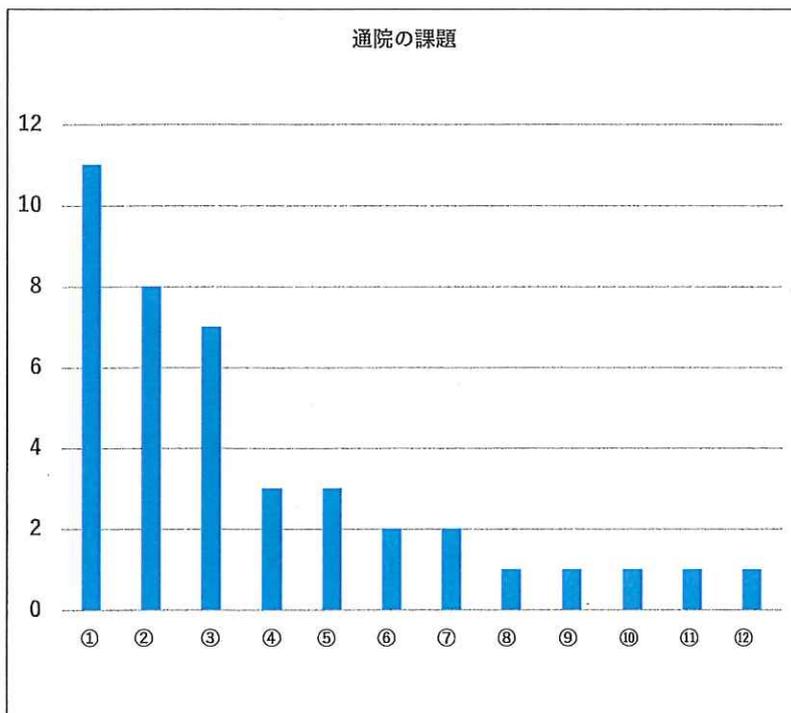
■ 外出機会あり

■ 外出機会なし

8



9



①家族の支援での通院となっており、フォローがなくなった時点で通院が困難となる	11
②ヘルプ事業所の調整が困難（遠距離・身体介護なしでは受け入れてくれない・事業所が少ない）	8
③通院を拒否される場合がある（受診料の負担を拒むなど含む）	7
④服薬の意思なし	3
⑤通院の意思がない	3
⑥引きこもり状態（被害妄想にて外出できない含む）	2
⑦病状の悪化があっても受診に繋がりにくい	2
⑧本人の希望に合致した通院先が少なく、病院選びが進まない。	1
⑨通院等介助に繋げるまでに支援が必要	1
⑩交通機関を利用しての通院が困難（本人への刺激など）	1
⑪精神科以外にも通院が多すぎる	1
⑫医療的ケアのため長時間移動ができない	1

10

NO	事業所名	定員	男女各専用	事業所 電話番号	事業所 FAX番号	類型※
1	きららホーム(青地)	4	女性	077-563-2880	077-563-2880	介護サービス包 括型
	きららホーム(志津)	5	男性			介護サービス包 括型
2	コンゼ野路	5	女性	090-6148-0742 (松本氏)	077-576-5765	介護サービス包 括型
3	コンゼ南笠	6	男性		077-598-1627	介護サービス包 括型
4	グループホーム住倉草津	10	男性様 短期入所:1床	077-568-3133	077-568-3134	介護サービス包 括型
		10	女性等 短期入所:1床			
5	ソーシャルインクルー 草津橋岡	10	男性様 短期入所:1床	070-3258-5120	077-561-8112	昼中サービス支 援型
		10	女性等 短期入所:1床	077-561-8111		
6	たちきの実	5		077-598-5368 080-8940-0589	077-598-0367	外部サービス利 用型
7	ちるほーむ玉川	4		080-3766-5148 077-514-7822		
8	Dear House (ディアーハウス)	9		077-568-2411	077-532-0061	介護サービス包 括型
9	なでしこ	6	女性	077-561-3332	077-561-3382	介護サービス包 括型
10	グループホーム にぎやかの家	7	男性	077-561-3332	077-561-3382	介護サービス包 括型
11	はびねす南草津第1 (マンション)	9	女性	077-572-8208 080-3835-2873	077-572-8212 (飯田氏)	介護サービス包 括型
12	はびねす野路	4	女性			介護サービス包 括型
13	ホーム ばとん	5		077-598-0536	077-598-0537	介護サービス包 括型

NO	事業所名	定員	男女各専用	事業所 電話番号	事業所 FAX番号	類型※
14	みのリハウス (マンション)	4		080-3319-5955 077-576-7896	077-576-7896	介護サービス包 括型
15	グループホームむげん	5	男性	0748-82-0051 (代表:信楽学園)	0748-82-0050	介護サービス包 括型
16	グループホーム・ケア ホームゆかの里	4	女性	090-3487-7649 077-535-6986	077-535-6986	介護サービス包 括型
17	ライフスペース向日葵	12		077-569-5520	077-516-4121	介護サービス包 括型
18	ライフスペース向日葵 2号館	5	男性	077-598-5407	077-598-5408	介護サービス包 括型
19	ライフスペース向日葵 3号館	3	男性	077-569-5520		介護サービス包 括型
20	ラビホーム	6	男性	077-599-5974	077-599-5976	介護サービス包 括型
21	ラビホームII	7	女性	080-2749-5791		介護サービス包 括型
22	ラビホームIII	5				介護サービス包 括型
23	RUMAH RUMAH (ルマルマ)	4		077-566-8266	077-566-8277	外部サービス利 用型
24	若草の家	5		090-2709-9417 (崎山氏)	077-562-9274	介護サービス包 括型
25	わおん草津	4	男性	080-3367-8108 (浅野氏)	080-3367-8109	介護サービス包 括型
26	わおん草津 平井	5	女性			
27	グループホーム若竹 上笠寮	4		077-569-5697 (法人事務 局)	077-569-5518	介護サービス包 括型
28	グループホーム若竹 野村寮	1				

令和7年3月10日

草津市長 橋川 渉 様

児童相談支援にかかる要望書

草津市障害児（者）自立支援協議会

早春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。平素は障害福祉にかかるサービスについて格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ですが、令和6年度草津市障害児（者）自立支援協議会における相談支援部会（障害児相談支援事業所連絡会）において、特に児童相談支援にかかる課題から次のように御対応を願いたいので、要望致します。

尚、令和7年3月末日を期限に御回答を頂きますようよろしくお願い致します。

1、 計画相談申請にかかる窓口を障害児・障害者を一本化して下さい。

障害児の支援において、学齢期から成人期へ継続した支援を行う中で、18歳を超えた段階で、発達支援センターから障害福祉課に窓口が変更されることにより、支援の継続が上手く進まないことが多いです。また、学齢期で児童の福祉サービスと障害者のサービスを併用される場合に、サービスの申請窓口が発達支援センターと障害福祉課の2箇所と同様の申請書を提出する必要があり、事務作業においても、非常に手間を取られます。これらを改善するためにも、窓口の一本化をお願い致します。

2、 発達支援センターのスーパーバイズ機能の充実を図って下さい。

児童の計画相談支援等実施する中で、児童の特性等から特に保護者との関りが重要となり、支援につまずいてしまう場面が非常に多いです。そのような時には、発達支援センターの、心理などの専門職にアドバイスをもらいながら、計画を進めたいところではありますが、専門職の派遣や相談時間確保が十分ではありません。

発達支援センターは、スーパーバイズ機能と計画相談機能とを明確に分けた運営と、それぞれ十分な時間を確保できるよう人員配置の見直しを行って下さい。

3、 相談支援員の増員をして下さい。

障害児の計画相談支援においては、セルフ率がまだまだ高く、半数近くに及んでいます。草津市内のご家族、障害児が安心して生活ができる様に、専門職による支援計画の提供がなされることが求められます。

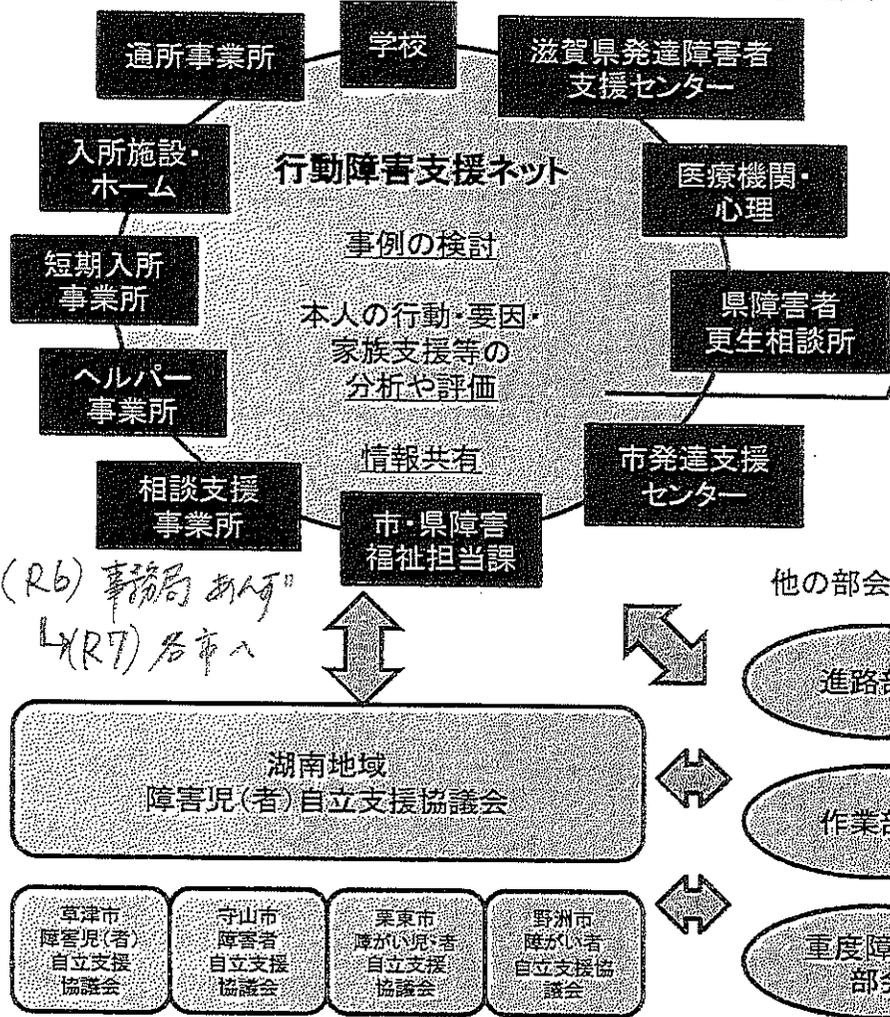
実現のために、市内の相談支援事業所や発達支援センターに障害児にかかる相談員の増員がなされるよう取り組んで下さい。

以上

湖南地域行動障害支援ネット

「湖南地域障害児(者)自立支援協議会」の部会

- 【目的】
- ①行動障害のある知的障害児・者に有効な支援のあり方について考える。
 - ②行動障害のある知的障害児・者に必要な生活環境、地域づくりをめざす。



行動障害を理解する。

湖南地域の行動障害支援のネットワークを強化し、

- 支援機関における実践の情報共有と意見交換をおこなう。
- 支援の困難さ、戸惑いなど課題を浮き彫りにする。
- 専門機関からの助言や介入により、障害の理解を深める。
- 有効な支援方法を探る。
- 支援者の人材育成、スキルアップをはかる。

を取り組む。

事例実践
報告年報
研究会年報

① 交流会
② 野洲養護
③ 志保北田
④ 野風亭

地域づくりをめざす。

湖南地域障害児(者)自立支援協議会の連携会議、他の専門部会や(湖南地域)4市自立支援協議会と連携し、

行動障害の支援における

- 課題の抽出
- 実態の把握や調査
- 新たな資源の提案や創出

を取り組む。

令和7年度の取り組みについて

重症心身障害児者・医療的ケア児等支援推進チーム会議資料
2025.2.14

①通学支援について

○移動手段

- ・福祉有償運送を行っている事業所が少ない
- ・福祉有償運送は事業維持のコストがかかる。
⇒取り下げる事業所の増加が懸念

○事業化

- ・市単独での要望では意見反映されづらい
⇒圏域内共通の課題として圏域での要望が必要か

○対象者基準

- ・対象者の基準をどうするか。
⇒気管切開？人工呼吸器？医療的ケアスコア？
- ・通学に困っているのは医療的ケア児だけでない
(強度行動障害等)

これらのことから…

R7年度通学支援に関する取り組みの方向性

- ・支援推進チームで圏域の要綱案を作成
- ・R8年に圏域の意見として各市で要望

(参考)

◆地域の小学校に通学する日中人工呼吸器装着児

草津0人 守山2人 栗東1人 野洲0人

◆医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業

- ・看護師派遣単価 14000円（～90分以内）
- ・送迎単価 2490円（～30分以内）
4980円（30分～60分以内）

※2名が年間12回利用したとすると…

2人×20000円（看護+送迎）×12回（/年）=480,000円

②人材確保について

○採用

- ・応募者ない。（奨励金などがあっても）

○継続

- ・身体的にきつく、続けられない
- ・時間の拘束が長く、仕事以外の生活との両立が難しい
- ・支援対象者に合わせた幅広い知識と技術が求められる

これらのことから…

R7年度人材確保に関する取り組みの方向性

- ・雇用側と求職者のニーズのギャップをうめる取り組み

③令和7年度の開催日程（予定）

◆開催日：事務局会議 第1水曜日

全体会議 第3水曜日

◆時間：10:00～12:00

◆場所：草津保健所 3階大会議室

	5月	8月	11月	2月
事務局会議	5/7	8/6	11/5	2/4
全体会議	5/21	8/20	11/19	2/18

湖南地域障害児(者)自立支援協議会 プロジェクト 『第4回 就労選択支援事業に向けた検討会』報告書

日時:2025年1月29日 午後1~3時

場所:南部健康福祉事務所

1.参加者

24名(構成機関:23名 20/24機関 オブザーバー:1名 1/2機関)

2. 湖南福祉圏域(4市)就労選択支援対象者数想定調査の結果について

4市障害福祉課を中心に、過去の就労系サービス利用者数等の調査を実施。過去の就労系サービス支給決定者数を踏まえ、国が原則利用としている対象者が1年間でどれくらいいるかの想定者数の共有を行った。

3. 2つのWG(ワーキンググループ)の開催状況の共有

ワーキンググループ① アセスメント手法を検討するチーム

【開催日時】1月16日(木)
【参加機関】7機関 11名
【今後の検討事項】
・作業プログラム・アイテムの統一化
・アセスメントシートの統一化
・情報保障ツールの統一化
→5~6月頃を目途に統一した内容をまとめていく

ワーキンググループ② 就労選択のプロセスを構築するチーム

【開催日時】1月21日(金)
【参加機関】12機関 15名
【今後の検討事項】
・支給決定要件の統一化
・就労選択支援事業対象者範囲の整理
・本人、家族、関係機関等への周知方法の検討
・就労選択に関する説明の統一化
→5~6月頃を目途に一定の形を整理する

(ワーキンググループに関する意見)

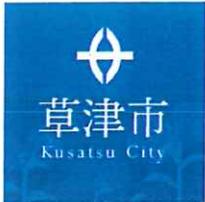
- ・働く力があるにもかかわらず、就労系サービスに滞留している利用者が多数いるのは大きな課題。サービス更新時には必ず相談支援専門員やサービス提供事業所が就労選択支援事業を提案し、ステップアップや他の働き方について情報提供する体制にしてはどうか?
- ・主に生活介護を検討している生徒の中には、B型利用の可能性を探る生徒もいる。そのような生徒への対応を統一して欲しい

4. (提案&検討)就労選択支援サービスに係るマニュアル(湖南地域版)の作成

今後、2つのWGで検討された内容を基に「湖南地域版 就労選択支援事業についてのマニュアル」の作成を目指していくこととする。国のモデル事業で作成中のマニュアルとの整合性も図りながら、4月以降作成に着手する予定。マニュアル作成にかかる費用等をどのように確保するかは今後継続検討。

5. 次回会議開催について

今後、具体的な検討は2つの各ワーキンググループにて協議を行う。検討会(本会議)としては継続して2か月に1回の頻度で開催、両ワーキンググループの進捗等を全体で把握していくこととなった。次回会議は、3~4月頃を目途に実施。後日日程調整を行う。



サイト内検索 🔍 検索

📍 サイトマップ 🌐 Multilingual 🗣️ (🔊) 音声読み上げ・文字拡大

🏠 くらし・手続き 📖 子育て・教育 🏥 健康・福祉 🏃 文化・スポーツ ❤️ 魅力・観光 💬 市政情報

現在のページ [トップページ](#) > [健康・福祉](#) > [障害福祉](#) > [お知らせ](#) > 地域生活支援拠点等について

地域生活支援拠点等について

更新日：2024年7月18日 ブログ

障がいのある方を地域で支える仕組みの整備

地域生活支援拠点等は、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供するネットワークのことです。

本市では、湖南圏域4市で協議した結果、地域の実情を踏まえ、令和6年度より湖南圏域4市の広域で面的整備型（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制）での体制づくりを進めることになりました。

地域生活支援拠点等が備えている機能は、次のとおりです。

(1) 相談

緊急時における支援が見込めない障がい者等の世帯を事前に把握し、当該世帯に対して常時の連絡体制を確保して、障がい者等の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病等の緊急時に短期入所等の施設受け入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

(3) 体験の機会・場の提供

障がい者が養護者等からの自立や病院・入所施設からの地域移行に当たり、共同生活援助や日中活動事業所の利用など地域生活を体験する機会やその場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアや強度行動障害など、専門的な支援スキルを必要とする障がい者等の支援に対応可能な体制を確保するとともに、専門的な支援スキルを有する人材を育成する機能

(5) 地域の体制づくり

障がい者等の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や指定事業者のネットワーク構築など地域の社会資源の連携体制の構築を行う機能

湖南圏域における地域生活支援拠点等イメージ



[草津市湖南圏域地域生活支援拠点等整備事業実施要綱 \(PDF: 392KB\)](#)

[事業所届出費 \(PDF: 293KB\)](#)

お知らせ

[宇田選手が市長を表敬訪問](#)

[草津市在住の宇田秀生選手がパリ2024パラリンピック出場！](#)

[市内公共施設における障害者手帳アプリ「ミライロID」提示による障害者割引等の適用について](#)

地域生活支援拠点等について

[市町村長による通知の求めについて（意見申出）](#)

[令和5年度 湖南地域重症心身障害児者および医療的ケア児等に関する実態調査報告書](#)

[令和6年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金について](#)

[「滋賀県共生社会サポーターステッカー」について](#)

[焼却ごみ袋の取り扱いの変更に伴う福祉支援施策の経済的負担軽減について（障害福祉）](#)

[障害支援区分認定に係る医師意見書について](#)

[災害時のコミュニケーションのあり方を考えるためのアンケートを実施しました](#)

[草津市障害者虐待対応マニュアルを作成しました](#)

[草津市立障害者福祉センター](#)

[福祉有償運送](#)

[滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度](#)

[障害者差別解消法について](#)

[障害者優先調達推進法](#)

[行方不明者探しに御協力を！「行方不明者情報（徘徊SOS）」メール](#)

[災害時におけるストーム家具等の調達に関する協定を締結しました](#)

[事業所届出書](#) (ワード：9KB)

[ヘルプマークを知っていますか？](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

このページを見ている人はこんなページも見ています

[令和6年度滋賀県合理的配慮の提供に係る助成金について](#)

[市町村長による通知の求めについて \(意見申出\)](#)

お問い合わせ

健康福祉部 障害福祉課 障害福祉係
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
電話番号：077-561-6972
ファクス：077-561-2480

このページの作成担当にメールを送る

施設案内

よくある質問

ご意見をお聞かせください。

1. このページの情報は役に立ちましたか？

役に立った ふつう 役に立たなかった

2. このページの情報は見つけやすかったですか？

見つけやすかった ふつう 見つけにくかった

情報がみつからないときは

送信

[サイトの利用ガイド](#) | [著作権・リンク・免責事項等](#) | [個人情報の取扱い](#) | [アクセシビリティ](#)



草津市役所

法人番号 7000020252069

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

開庁時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 (土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は休み)

電話 **077-563-1234** (代表) (開庁時間以外は守衛室 電話：077-561-2499)

FAX 077-561-2483

市役所へのアクセス

お問い合わせ

組織の一覧

Copyright © 2018 Kusatsu City.

地域差別解消地域支援協議会について

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法) 抜粋

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

ロ

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

- 2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

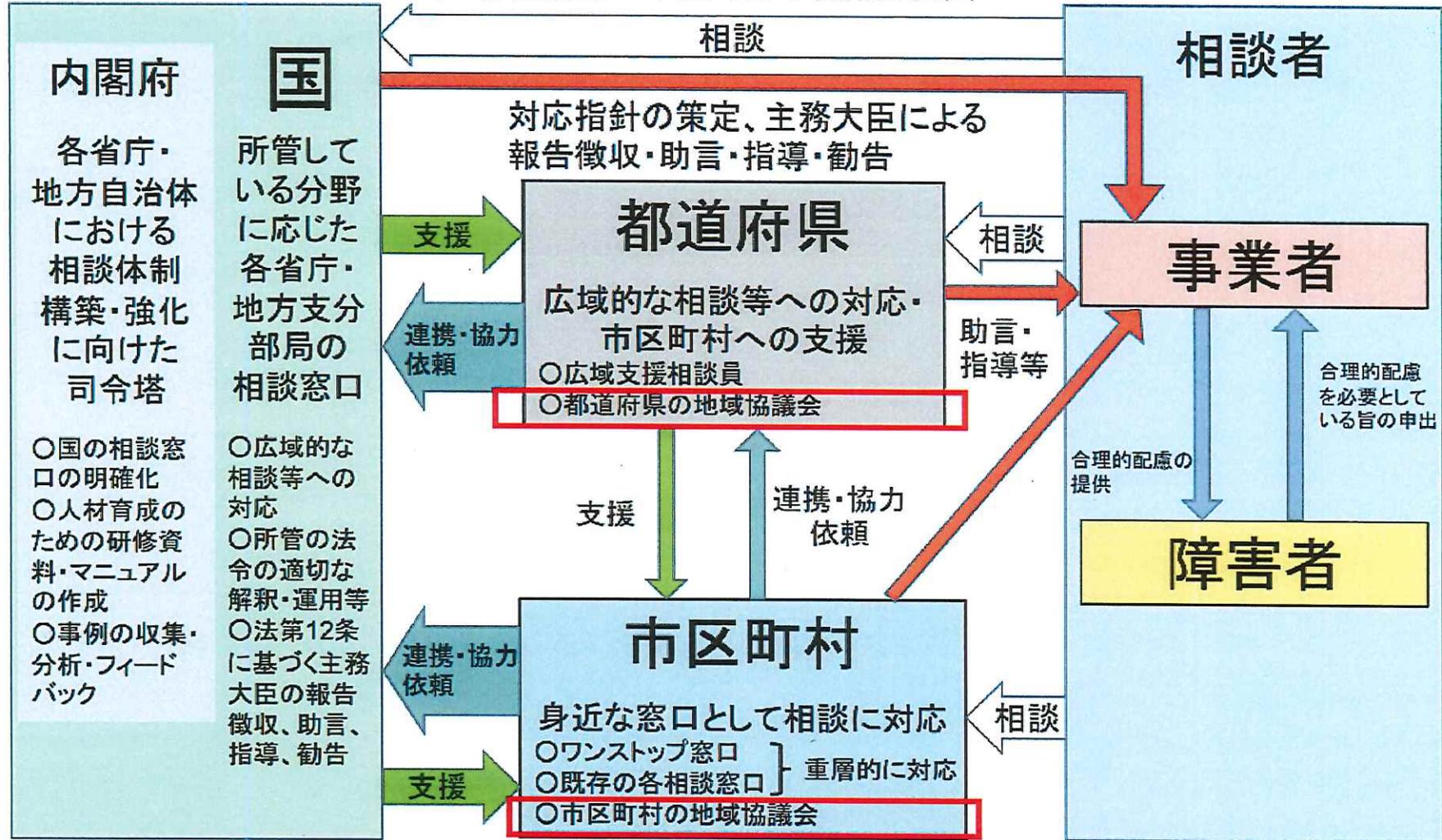
(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

国・都道府県・市区町村の役割分担図



「障害を理由とする差別に関する国内の実態及び今後の相談体制の整備、事例の収集・共有等に関する調査研究」報告書
2022年3月 株式会社三菱総合研究所ヘルスケア&ウェルネス本部

地域差別解消地域支援協議会の期待される役割①

◎想定される主な所掌事務

障害者差別解消法では、障害者差別に関する相談や、相談事例を踏まえた障害者差別解消の取組を効果的かつ円滑に行うために地域協議会を開催することとされているものの、具体的な所掌事務については法律上の明確な定めはなく、地域の実情に応じてそれぞれ判断することとなります。
想定される地域協議会の主な所掌事務は、次のとおりです。

①複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有	障害者差別と思われる相談については、単一の機関では対応が困難な場合、地域協議会で事案をケーススタディとして共有し、今後、同様の事案が発生した際に迅速かつ的確な対応ができるよう話し合いを行います。
②関係機関等が対応した相談に係る事例の共有	関係機関等が対応した相談事例に関する情報について共有することで、地域協議会を構成する機関等が障害者差別の解消に関する共通認識を持つことにつながり、地域全体の相談対応力の向上につながるものと考えられます。
③障害者差別に関する相談体制の整備	障害者差別に関する相談へ対応することが想定される窓口の洗い出しや、共通の情報記入シート作成、事案の解決を目指す際の相談フローの検討が考えられます。
④障害者差別の解消に資する取組の共有・分析	合理的配慮の事例を収集し、地域協議会の中で共有するとともに、実施に向けたポイントを評価・分析し、多くの機関等で良い取組がされるよう事例集の作成について話し合いを持つことが考えられます。
⑤構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し	地域協議会での意見交換の段階から、合理的配慮の考え方や過重な負担の判断基準、蓄積・共有した事例等を踏まえた解決方法をアドバイスすることで、権限を有する機関が行う紛争解決の後押しを行うことが考えられます。

地域差別解消地域支援協議会の期待される役割②

<p>⑥障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発</p>	<p>障害者に対する誤解や偏見、無理解、合理的配慮に関する情報不足が引き金となって発生する障害者差別を解消していくためには、障害者差別解消法の周知はもちろんのこと、障害特性を理解するための研修・啓発や、④で取り上げた障害者差別の解消に資する取組に係る事例の発信なども重要です。</p>
<p>⑦個別の相談事案に対する対応</p>	<p>複数の機関にまたがる内容の相談など、地域協議会を活用しなければ解決が困難と考えられる事案等について、地域協議会の場で解決に向けた話し合いを行うことが考えられます。 ※ 個別の相談事案を取り扱う場合は、個人情報の保護にも留意する必要があります。 このほか、必要に応じ、対応状況について相談者に情報提供することも重要です(この場合、相談の受付から事案の終結までの相談フローがあると説明しやすくなります。)</p>
<p>⑧その他</p>	<p>障害者差別解消の取組そのものではありませんが、関連する取組を地域協議会で併せて実施することで相乗効果を期待することもできます。</p>

「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン」 平成29年5月 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

地域差別解消地域支援協議会の設置形態

地域協議会の設置形態に特別な決まりはありません。

設置する単位(都道府県・市町村)によっても異なりますし、市町村の場合でも規模によって異なりますので、設置根拠を含め、地域の実情に応じてさまざまな立ち上げ方が考えられます(このため、必ずしも条例を根拠とする必要はありません。)。既に障害者差別の解消に関する条例等に基づく会議体を有している場合は、その組織に地域協議会の機能を付加する方法もあるでしょう。また、既存の障害者虐待防止法に基づくネットワークや、障害者総合支援法に基づく協議会の枠組みを活用して地域協議会を立ち上げるケースも多く見られます。

多くの場合、障害者施策に関する会議体の構成メンバーは重複することが多いので、既存の会議体の枠組みを活用しつつ、必要なメンバーを加えることにより、参画する機関等の負担も抑えながら地域協議会を立ち上げることができます。

地域差別解消地域支援協議会のメンバー構成①

メンバー構成は、設置主体(都道府県・市町村)や区域の広さ、人口規模などによって異なります。障害者差別解消法では、地域協議会のメンバーとして、国及び地方公共団体の機関のうち、医療、介護、教育など障害者施策に関連する部署をはじめ、NPO法人などの団体、学識経験者、その他必要と認める者を示しています。

メンバー構成の検討に当たっての留意事項は、次のとおりです。

- ・意思決定過程における障害者の参画を推進する観点から、障害当事者や障害者団体等をメンバーに加えることが重要。
- ・法律問題や各障害特性に係る専門的知見を適切に反映させる観点から、法曹関係者や医療関係者については、原則としてメンバーに加えることが望ましい。
- ・障害者差別に係る紛争解決に大きな役割を果たしている法務局や労働局、警察等の機関については、支障となる事情がなければ、メンバーに加えることが有効と考えられます。

地域差別解消地域支援協議会のメンバー構成②

【想定される地域協議会の構成機関等】

分野	都道府県	市町村
当事者	障害者団体、家族会 等	障害者団体、家族会 等
行政	国の機関	法務局、労働局や運輸支局などの国地方出先機関 等
	地方公共団体	障害者施策主管部局、都道府県福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、都道府県消費生活センター、教育委員会、学校、都道府県警 等
関係機関団体等	教育	校長会、PTA連合会 等
	福祉等	都道府県社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター 等
	医療・保健	医師会（医師）、歯科医師会（歯科医師）、看護協会（保健師・看護師）、医療機関、病院団体 等
	事業者	商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者 等
	法曹等	弁護士会（弁護士）、司法書士会、人権擁護委員連合会（人権擁護委員） 等
その他	学識経験者、新聞社、放送局 等	

※表の機関等をすべて含めなければならないということではなく、メンバー構成は地域の実情に応じて検討。

・先進的な取組を行っている事業者、民間団体等をメンバーに加え、障害者差別解消に向けた地域の民間部門の機運醸成の旗振り役として活躍してもらうことも有効。

・民間団体と協働して事務局を運営する場合、民間団体が主導してメンバーの選定を進める方法もある。

・バランス確保の観点から、経営者団体と労働者団体など、立場が異なる団体を共にメンバーに加えることも有効。

・地方公共団体については、障害福祉担当部署はもちろんのこと、関係する主要な部署の職員をメンバーに加えることで、

結果的に庁内の情報共有が進み、必要な協力を得やすくなることも想定される。

・国の出先機関や広域的な職能団体などをメンバーに加えることは、都道府県や政令市でなければ一般的には難しいので

はないかという点も考えられる。

地域差別解消地域支援協議会の設置主体について

市町村単位で設置する場合

市町村単位で設置する場合は、住民に身近であるという特性をいかし、個別の相談に係る事案を解決するための後押しはもちろんのこと、そうした事案を通じて抽出された課題、地域特性を踏まえた課題などを協議することが期待されます。

ただし、国の機関による権限行使が必要となる事案や、チェーン店や公共交通機関など、広域的に展開している事業者が関係している障害者差別の事案に関する相談など、市町村単独では対応が困難なケースも考えられます。その場合には、都道府県単位で設置する地域協議会へ協力を要請することが想定されます。

規模の小さい市町村においては、事務体制を勘案して業務の負担が過多とならないよう、**地域協議会の機能を限定したり、想定される地域協議会の構成機関等にかかわらず、メンバーを絞り込むなどの工夫を行うことも考えられます。**

都道府県の地域協議会の関係について

一般に、都道府県の地域協議会は、都道府県単位で設置されている国の機関の参加が期待できるほか、都道府県の区域全体の人的資源を活用することが可能と考えられます。このため、**市町村の地域協議会だけで扱うことが困難な相談事案がある場合、市町村の求めに応じ、都道府県の地域協議会が必要な助言を行ったり、そのメンバー等を市町村の地域協議会に派遣するなどの協力を行うことが考えられます。**市町村によっては、その職員が都道府県の地域協議会にオブザーバーとして参加したり、都道府県に置かれた広域支援相談員の協力を得るなど、密接な連携を図っている例もあります。また、都道府県の地域協議会に参画している者を市町村の地域協議会にもメンバーに加えることで、事実上の連携の確保を図っているケースもあります。また、居住先の地方公共団体とは異なる地方公共団体において障害者差別が発生するケースもあります。**相談を受けた地方公共団体だけでは対応困難な場合は、地域協議会も活用しつつ、関係する地方公共団体間で情報の共有や連携を図っていくことが望まれます。**

他市の地域協議会の活動例について

活動内容抜粋

①大津市障害者差別解消支援地域協議会

1.令和5年度 大津市公共施設バリアフリーチェック

P46



<1階の多目的トイレへの通路>

- 飲食店前に入店待ちのための椅子が置いているが、人が座っていると通路が狭くなり、車椅子使用者は通りにくくなる。



<点字ブロック>

- 点字ブロックがシルバーで見えにくい。

2.障害者に対しての合理的配慮の提供事例集

障害者に対しての合理的配慮の提供事例集



(5) お店を利用する上での合理的配慮

- 聴覚障害があります。新型コロナウイルス感染症対策でマスクを着用した店員とのやりとりが分かりづらいです。
→手持ちサイズのコミュニケーションボード（例、レジ袋買いますか？（はい・いいえ）、ポイントカードお持ちですか（はい・いいえ））などに店舗側で前もって書いておき、視覚的に伝えることも考えられます。
- “耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出ください”の耳マーク表示板が設置されていても片側で目立たない場所にあることが多いです。
→目立つ所に置くような配慮が必要です。
- 知的障害があり療育手帳を持っています。漫画喫茶にて、会員登録を作ろうとしたところ、手続きの方法及びシステムについて店員からの説明が理解できません。また、本を購入（借用）できるものと思い込んでいたことから、余計に理解できません。
自身の療育手帳が身分証明書だという認識がないため店員に示せません。
→丁寧な言葉で喋りながら話し、最良の解決策を考えます。場合によっては、家族へ相談する方法もあります。本ケースについては、本人へ説明内容が伝わるように丁寧に対応をされました。
- 知的障害があります。金額が分からず、多めに札を出して、小銭が多くなり、困ったことがあります。
→紙幣や小銭の使用に際し協力を求められた時は丁寧な対応が求められます。一方で、ユニバーサルデザインの小銭入れや、お札識別アプリ、紙幣見分け版の活用も考えられます。

他市の地域協議会の活動例について

②京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」

障害者差別解消支援地域協議会 開催概要

ページ番号274771

2024年3月29日

第21回権利擁護部会（令和5年7月5日開催）

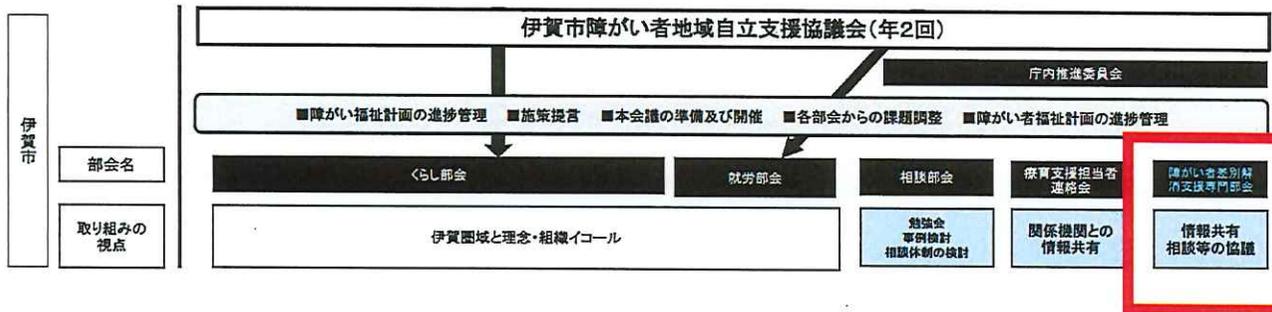
- ・ [開催概要\(PDF形式, 163.81KB\)](#)
- ・ [次第\(PDF形式, 51.11KB\)](#)
- ・ [資料1 相談対応事例\(PDF形式, 346.51KB\)](#)
- ・ [委員名簿\(PDF形式, 95.55KB\)](#)

1.京都市における相談対応事例について

【相談種別】 1：差別的取扱 2：合理的配慮 3：環境整備 4：その他 5：複合的

No	年	受理月	属区等	障害種別	相談種別	状況	相談の趣旨	対応
1	5	4	その他	障害者保健福祉推進室で受付	精神	2	最終	<p>京都市外の地方裁判所で損害賠償請求の裁判中。相談者が京都市に転居したため、電話での非論準備となったが、電話での対応がストレスで、ウェブや文書での対応を求めたが、電話での対応を求められる。ウェブ会議での筆談対応や文書での対応してもらいたい。</p> <p>地方裁判所総務課（合理的配慮の相談窓口）へ確認。基本的に本人・弁護士以外の第三者に個別のケースについてお伝えしたり、それを本人に伝えてもらったりすることはなく、一般論として「裁判官が期日や方法を決めている」「本人の申出だけで決定しているわけではない」としかお伝え出来ないとの回答。</p> <p>後日、相談者に状況を確認すると、非論準備については、ビデオ通話で実施することになった。</p>

③伊賀市障がい者地域自立支援協議会「障がい者差別解消支援専門部会」



③ 障がい者差別解消支援専門部会の運営

平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行に伴い、伊賀市では、市が主導して協議の場を設けるため、既存の障がい者地域自立支援協議会の専門部会として組織を位置づけました。

【市町村の地域協議会に期待される役割】

- ① 事案の情報共有及び構成機関等への提言
- ② 事案の解決を後押しするための協議
- ③ 事案について、都道府県の地域協議会への情報提供又は協力を求めること

草津市障害福祉課 拡大事業（令和7年度～）

障害者訪問入浴サービス事業

【事業概要】

重度障害者の生活の質の向上とその家族の負担軽減を目的として、訪問入浴車により利用者の居宅※を訪問し、入浴サービスを実施するもの。

※居宅においてサービスの実施が困難な場合は、居宅以外でも実施可能。

【拡大内容（案）】

1. 利用回数の増加

草津市デイサービス事業利用の有無にかかわらず週1回とする。

現行	改正後
(1) 草津市デイサービス事業利用困難者 : 1週間に1回 (2) 草津市デイサービス事業利用者 : 2週間に1回	1週間に1回 (利用者の属性を限定しない)

2. 利用対象者の拡大

18歳未満の障害児も対象とする。

現行	改正後
市内に住所を有する重度の身体障害者（身体障害者手帳所持者）で、ねたきり等の状態にあること （障害児は対象外）	市内に住所を有する重度の身体障害児者（身体障害者手帳所持者）で、日常的に吸引等の医療行為を要する状態であることや、ねたきりの状態であること等の理由により、居宅において自力での入浴が困難な者または市長が特に必要と認めた者 （障害児も対象に含め、対象者の表現を変更）

障害者等日常生活用具給付事業

【事業概要】

- ・ 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与することにより、福祉の増進に資することを目的とした事業。
- ・ 原則※用具に係る費用の10%が自己負担、その他が公費負担。
 ※市民税非課税世帯等は自己負担なし
- ・ 給付対象となる用具や基準額は、要綱に規定。

【拡大内容（案）】

1. 人工呼吸器用外部バッテリーを給付対象に追加

電源が確保できない場所等でも人工呼吸器を動作させることができる外部バッテリーを給付対象とし、対象患者の福祉の増進に寄与

基準額	耐用年数	対象者
100,000円	5年	人工呼吸器の装着が必要な者で、市長が必要と認めるもの※

※市長が必要と認めるものについては、日常生活用具医学意見書の提出が必要

2. ストーマ装具の基準額引き上げ

社会情勢の変化によりストーマ等の価格は高騰していること等を踏まえ、基準額を引き上げ

品目	【現行】 基準額	【見直し後】 基準額	増加額
尿路系ストーマ装具	11,639	12,430	+791
消化器系ストーマ装具	8,858	9,460	+602

令和6年度草津市障害児（者）自立支援協議会定例会議（第98回）

事業所・活動 紹介

No.	所 属	担当者 (敬称略)	内 容
1	コペルプラス草津教室	田村 英誉	コペルプラス草津教室 BOOK
2	クロスジョブ草津	中村 大輔	クロスジョブ設立15周年記念イベントのご案内 ”CHANCE&CHALLENGE 障害があっても社会の中で活躍し 働き続ける喜びを!!” ・2025年6月15日(日)13:00~16:00 ・会場/ビッグ・アイ(多目的ホール)
3	リハスワーク草津	阪上 里絵	・”障害があっても地域を支える事業所”リハスワークの 事業所案内 ・在宅就労の案内
4	草津手をつなぐ育成会	中島由里子	令和6年度NPO法人草津手をつなぐ育成会 活動報告「いくせい」40号

